

第四十回国会 衆議院 法務委員会議録 第二十二号

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 稻葉 修君 理事 田中伊三次君

理事 林 博君 理事 牧野 寛索君

理事 坪野 米男君 理事 松井 誠君

有田 喜一君 池田 清志君

一萬田尙登君 上村千一郎君

唐澤 俊樹君 岸本 義廣君

小金 義照君 千葉 三郎君

馬場 元治君 松本 一郎君

猪俣 浩三君 田中織之進君

田中幾三郎君 志賀 義雄君

出席國務大臣 植木庚子郎君

法務大臣 出府政府委員

警視總監 三輪 良雄君

検事長 竹内 壽平君

検事(訟務局長) 濱本 一夫君

公安調査庁長官 齋藤 三郎君

公安調査庁次長 関 之君

郵政事務官 西村 尙治君

委員外の出席者 専門員 小本 貞一君

四月二十五日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その

第一類第三号 法務委員會議録第二十二号

昭和三十七年四月二十五日

補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三号)

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一三五号)

法務行政及び検察行政に関する件

○河本委員長 これより会議を開きます。

行政事件訴訟法案を議題といたします。

本案につきましては、前会において質疑を終了し、松井誠君外八名より修正案が提出され、その趣旨説明も聴取いたしましたので、これより原案及び修正案を一括して討論に付します。上村千一郎君。

○上村委員 私は、自由民主党を代表いたしました。昨日当委員会において日本社会党から提出されました本案に対する修正案に反対し、政府原案に賛成の意を表せんとするものであります。

本案は、昭和三十年以来七年間の長きにわたって法制審議会行政訴訟部会において十分の検討、論議が尽くされ、かつ各行政庁の意見を調整の上、ようやく本国会に提出されたものであります。先般、私は質疑の際、当局のこの長年にわたる労苦に対しまして

て、深く敬意を表した次第であります。

本案の内容は、国民の権利の伸張、行政の適正なる運営を期する上に細心の注意が払われ、適切妥当な条項が新設せられてありまして、本案施行の暁には相当の効果を期待し得るものと存するのであります。過日、当委員会における参考人の意見を承ってみましても、ほとんど全部の方が本案の一日も早く成立することを希望しておられたことは、皆様御承知の通りであります。

さて、ただいま提出されておりまする日本社会党の修正において、全面削除せんとする内閣総理大臣の異議の制度は、現行特例法にもすでに規定があるのであります。今回の改正が執行停止の前後を問わず異議を述べることができるといいたした点が問題となっているようでございますが、元来この執行停止の裁判は、訴訟における最終判決とは異なり、判決前の暫定措置としてなされる行政処分的性格のものであります。内閣総理大臣がその政治的、行政的責任においてこれに對して制約を加えても差しつかえないことは、純然たる司法作用に対する場合に於けるものと異なるわけであります。

しかも異議の理由において、公共の福祉に重大なる影響を及ぼすおそれがある事情を具体的に示すとともに、緊急かつ真にやむを得ない場合でなければ異議を申し述べてはならないこと、及び異議を申し述べたときには、次の常

会において国会にこれを報告しなければならぬことなどの新たな規制をいたし、もってこの異議の制度がいやしくも国民の権利救済を不当に阻害することのないよう配慮されておることば、まことに妥当な措置と言わなければなりません。

以上の理由をもちまして、私は日本社会党提出の修正案に反対し、政府原案に賛成せんとするものでございませぬ。

私の討論を終わります。

○河本委員長 松井誠君。

○松井(改)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。行政事件訴訟法案に対する修正案に賛成をし、原案に反対をいたすものであります。

その理由は、昨日修正案の提案理由で申し上げました通り、われわれの修正案の基本的な考え方、現在の日本に必要なのは、行政効率を上げるというふうな立場を重んずることではないかと、国民の権利救済により重点を置くことであると思ふこと、行政効率を高めること、形の上では、あるいは現象的には矛盾をいたすわけでありませぬ。そのときにどちらに重きを置くかということになりますけれども、われわれは日本の現在の民主主義が未成熟だといふ、そういう現況においては、やはり国民の権利救済により重点を置かなければならぬ。行政効率を上げるということ、やはり民主主義の原則というも

のが失われて、独裁政治というものの道を開く、そういう危険性ははらんでおる限りは、われわれはやはり国民の権利救済というものに十分な比重をうかけなければならぬと思ふわけでありませぬ。そういう点からわれわれの修正案は提案されたのであります。一つは訴願前置の問題、訴願前置を廃止するという基本的な方針には、もとよりわれわれは賛成であります。しかし、多くの例外を設けて、今後の運用のいかんによっては例外が原則になり得るような、そういう道を開いておるといふこと、これはやはり私たちは反対をいたさなければならぬわけでありませぬ。やはり行政救済と司法救済とは国民の任意の選択にまかせるといふことが、よりよく国民の権利救済に役立つであろうと思ふからであります。

なお、出訴期間の点でありますけれども、これは現行法と違つて三カ月に短縮をされております。短縮をされておること自体問題でありませぬけれども、より問題なのは、それにもやはり多くの例外が設けられて、従つて、出訴期間について法律によれば非常に区分になつておるといふことでありませぬ。これはそのような実情にうとい国民を困惑させて、権利救済に障害になるであらう。従つて、三カ月という原則はあくまでもやはり例外なく守るべきであるといふのがわれわれの主張であります。

もう一点は、いわば技術的な修正でありますが、この法律案では、抗告訴訟というものの類型というものをあげまして、提案理由によれば、それ以外の抗告訴訟を認めない趣旨ではないといふことは書いてはございませぬけれども、しかし、法律の条文を一読いたしますと、それが法律学者さえも、もうこれだけに限られるのだという、そういう誤解を受けるような規定の仕方になっております。なぜそういう規定の仕方になったのか、われわれには解せませんけれども、それをほっきりと、これは限定するのではなくて単に例示するのであるという趣旨のことを入れてやうなものであります。ただいま自民党の上村委員からの御意見では、このような点については全然お触れになりませんでしたけれども、少なくともこのようない点については、むしろ御賛成いただくのがほんとうではなからうかといふことを私は考へるわけでありませぬ。

ただし、われわれが修正案の中で一番問題にし、従つてこの法律案の中でもございませぬけれども、総理大臣の異議権の問題であります。この異議権の問題は、御承知のように現行法にも出ております。しかし、現行法と比べてましてもいろいろな点が違ふ。現行法自体はもとより問題でございませぬけれども、さらに現行法の異議権の制度といふものを一歩進めまして、執行停止の決定後でも、裁判後でも異議権の行使をなし得るといふように改める。これは、そのような裁判の前とあとでは、実は裁判の本質から見まして非常に重要な問題を含んでおるわけであり

ます。われわれがこのような異議権の問題について反対する第一の点は、やはり憲法との関係であります。違憲の疑いが非常に濃いつつてございませぬ。今上村委員のお話では、執行停止は行政処分だからというお話でございませぬけれども、行政処分が司法処分かといふ、そういういわば形式的な観念的な区別が問題であるのではなくて、それが現実に裁判官の裁判に具体的に介入しておるかどうかといふことが問題であると思つておられます。御承知のように、憲法では、日本国民は裁判所による裁判、裁判官による裁判を受ける権利を持っておられます。そして裁判官は法律によつて裁判を行なうといふことになっておられます。従つて、そういう点から考えますと、執行停止といふものが終局判決と非常に密接な関係を持っており、そしておさらば多くの場合に、終局判決で効果的な結論を出してもらつたためには執行停止といふものがどうしても必要だといふ意味で、一体不可分になっておる場合が多いわけでありませぬ。そしてそのやうな場合には、この異議権が存在するといふこと自体、実は国民に対して執行停止の申請そのものをチェックするといふ役目を果たしておられます。そして異議権によつて、これが有無を言わさず取り消されるという事になりませぬ、国民が求めておる行政事件の判決そのものにもちろん重要な影響を及ぼしてくるわけでありませぬ。そういういたしますと、これが行政処分であるか司法処分であるかといふことではなくて、現実にこれが終局判決にそういういろいろな形で影響を及ぼすといふ意味で、これは行政官の司法権に對

する不当な介入である。憲法の三権分立の、少なくともその精神といふものを乱しておる。そういう意味で十分違憲の疑いがあると思つておられます。このやうな違憲の疑いがあるにもかかわらず、なおこのやうな制度を入れなければならぬといふ積極的な、どうしてもやむを得ないといふ理由が一体あるのかどうか。これは残念ながら、われわれの国会の審議の過程において、どうしてもわれわれの納得し得るやうな理由といふものを発見することができなかつたわけでありませぬ。いわば唯一のおそらく合理的な理由としては、裁判所のやる執行停止といふものは、多くの場合あるいは往々にして信用できなかつた、公共の福祉といふことに対して非常に近視眼的である。ところが、行政官のやうな巨視的であるといふやうな意味があるかと思つておられます。そういう意味でも考へなければ、この異議権といふものの合理的な理由といふものはどうしても発見できない。しかし、残念ながら、そのやうな行政官に對する信頼、公共の福祉といふものに對する考へ方について、われわれは裁判官と行政官と、そのやうな本質的な違いがあるかといふことはどうしても考へられない。それはこのやうな異議権の行使が、過去に現実に果たしてきた役目といふものを一瞥するだけで十分であると思つておられます。その点については、もう詳しく申し上げるつもりはございませぬ。それでは、そういう行政官に對する乱用の防止について、具体的に法律的な保障といふものはできておるか、これは残念ながら幾ら法律の上でその乱用の防止の規定を

積み重ねましても、問題はこういう制度があるといふこと自体、実はもう乱用への道を開いておる。そういう現状であらうと思つておられます。最後に、私は一言申し上げたいのでありますけれども、このやうな異議権といふものを認めるということに根本的には賛成であるといふ、そういう立場にお立ちになつても、私は、この異議権の規定の仕方については当然異論があつてしかるべきではないかと思つておられます。この異議権の行使は、いわば行政権に對する百パーセントの優位といふものを認めておる。しかし、そうではなくて、この異議権といふものの必要性といふものをかりに認めるにしても、それが行政権が司法権をいわば圧服するといふ、そういう形ではなくて、相互のコントロールという形でもしこれを処理しようとするならば、このやうな規定ではなくて、もっと規定の仕方があつたであらう。ところが残念ながら、そういう規定の仕方については、考慮さえも私われなかつたといふことが御答弁ではっきりいたしましたわけでありませぬ。少なくとも裁判官に對してその異議の理由ありやなしやといふ審査権を与える、あるいは国会に對する単なる報告ではなくて承認にかかわらしめる、何かそういうことによつて行政と司法と立法とのこの困難な問題といふものを、そういうコントロールの原則で処理することはできないか。少なくともそういうことではない限り、私たちはどうしても承服するわけには参らぬわけでありませぬ。

以上理由によつて、われわれは社

会党の修正案に賛成をし、原案に反対をするものであります。

○河本委員長 田中幾三郎君。

○田中(幾)委員 私は、民主社会党を代表いたしました。ただいま上程されました行政事件訴訟法案並びに社会党から提出されました修正案に對して討論を行ないませぬ。

結論から申しますならば、社会党の修正案に賛成、原案に反対であります。この審議を通じて最も論議の集中されたのは第二十七条の内閣総理大臣の異議の点であります。これは社会党の委員からも述べられました。これは旧法を一步前進した改悪である。旧法の時すら、最高裁の判決によりませぬ、むしろ旧法によつて執行停止の処分があつた後には総理大臣といへども異議申し立てができない。少数意見として、真野裁判官は、この規定自身がつて違法であるといふ御意見を述べられておるのであります。先ほど上村君が、この総理大臣の異議の介入は行政措置であるといふ申しましたが、行政措置であるならば、なおさらこの行政措置によつて裁判官の行なおうとする決定が阻止されるものでありますから、裁判官の裁判権の行使といふものは、行政措置によつて妨害をされるわけでありませぬ。これは三権分立の趣旨からいって許すべからざる改悪であると思つておられます。そういう意味合いにおきまして、私は、この規定は旧法を一步前進して、その停止の前後を問はず、総理大臣が異議を申し述べれば裁判官は執行停止ができないといふこの規定はよろしくない。のみならず、今松井君も述べられました。この二十七条によつても非常に疑問が出て参るのであります。内

閣総理大臣の異議申し立ての条件として、「処分を執行し、又は手続を履行しなければ、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある」というの基準が非常にむづかしいか、抽象的な規定です。のみならず、真に「やむを得ない場合でなければ」でない。これも非常に抽象的な規定でありまして、総理大臣の異議の申し立てに二つのかような抽象的な条件が付してあります。実際問題として、これが施行された後に、総理大臣の異議があったが、真に公共の福祉に關係があるかどうか、やむを得なかったかどうかというのを判断せず、無条件に裁判官がその停止の取り消しをしなればならぬかどうかという事は、義務にあたるは、私は非常にむづかしい問題だと思ふのです。異議の申し立てがあったときに、その条件があるのではありませんから、その二つの条件が真に異議を申し立てるに値するやいなやということ判断せず、裁判官はおそらく決定ができないのじゃないかと私は思ふ。もしそうでありますならば、非常にこの規定のために混乱を来す。もっとすっきりしないと、実施した時によつてわかるでしょうけれども、裁判官が見識に、総理大臣が異議を申し立てれば、何でもかんでも取り消しの決定であるいは執行の停止の決定を取り消す、こういうようなことは常識からいっても考えられないことです。ですから私は、この規定は、単に改悪であるのみならず、実施にあつても非常にむづかしい現実の問題が生

じてくるであらうということをおそれるのであります。従ひまして、社会党が修正案を出して、中心になつております二十一条とこの修正案はまことに妥当なものである。法自体は前置主義を廢して訴訟主義をとるのであります。しかし、どんなに健康な人であつても、ガンがあつてはからだ全体がだめになる。私はこの二十一条といふものは——非常にいい法律ではあるけれども、この二十一条といふガンを抱いてこの法律が通つていきましたならば、この法律はもはや健康なものでありません。ですから、このガンを取ることをわれわれは希望したのでありますけれども、こういうガンを抱いてこの国会を通じていくという本案全部に対して私は反対せざるを得ない。

かような意味で、私は社会党の修正案に賛成、政府原案に反対をするものであります。

○河本委員長 志賀義雄君。  
○志賀(義)委員 日本共産党を代表して、この行政事件訴訟法案に対して反対します。あわせて社会党修正案、一番重要な点について修正がありますので、その点はよろしいのであります。が、なおそのほかにも、それから当然導き出されるべき点で、修正案として不十分なものがあるわけで、その点には私も賛成するわけには参りません。その立場から討論いたします。

原案は、法制審議会が長年にわたつて検討したものであります。その結果、十分国会で審議もなされてやつてよろしいという結論にはならないのであります。これは法務委員会の権威、国会の権威にかけても、もう少し十分、次の国会までかけて審議して差しかねないものであると思ひます。その点が十分に守られていないので私は反対するものであります。問題の主要点は、第二十七條の内閣総理大臣の異議権を認めたこととあります。これについては、現行特例法に内閣総理大臣の異議権があるのは、もともと占領下GHQの圧力のもとに作られた条件であつて、これはむしろ省くべきものであります。というのは、今まで安保条約に關する行政協定で、五件ほど異議権の発動があつたのであります。その経験からしてもこれは当然省くべきものであります。ましてこれが、上級裁判所が下級裁判所の判決をくつがえす、やり返す、こういうことはあり得るのであります。行政権の首長が、裁判所の判決に対してこれをひっくり返すというふうなことになる。これは近代の民主主義の根本原則を破壊することになるのであります。これは日本の内閣、行政府の独裁権を認めることになるばかりでなく、これまでの行政協定の実例をもつてしても、アメリカ軍の不当な権利を守つて、現に砂川事件の最高裁判決は、安保条約は高度の政治問題だから、裁判所は判断を示すことができないのだなどと言つて、憲法のこのところをさへやらない。こういう事態が生れてくるのでありますから、これまでのそういう実例と関連して、この第二十七條が、今後の日本の政治においてきわめて危険な結果をもたらすものとして反対しなければならぬわけでありま

次に第二十五條第三項で、「執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、するこゝとができない」とあり。これは「理由がないとみえるとき」といふのは申すまでもありませんが、問題は前段の「公共の福祉」であります。これは一般的には執行停止すべきだけれども、そして執行停止しなければならぬのだが、特に行政事件であるから、行政府の方で必要と認めた場合には公共の福祉といふことでこれを排除しようといふことになるのであります。私どもはこういうことには賛成するわけに参りません。

さらに第三十一條のいわゆる事情判決であります。この点を、社会党は第二十七條に反対されているのでありますから、当然修正されるべきものと思ひますが、その点に觸れておられないのは遺憾であります。第三十一條は、これはまことに驚くべきものであります。行政府のやつたことが違法である、処分または判決が違法ではあつても、それを取り消す場合は、裁判所著しい障害を生ずる場合は、裁判所の方には請求を棄却することができ。このういふふうになつておりますが、その上に「この場合には、当該判決の正文において、処分又は判決が違法であることを宣言しなければならぬ」と書いてあるのではありません。猪俣、白石両判事が参考人として参りまして、非常にこの点で不満を示しているのは当然のことです。裁判所には、処分または判決が違法であることはわかりきつてゐるのに、それを判決の正文に明記して、しかも請求を棄却しなければならぬ。これでは今の流行語で、わかっちゃいるけどやめられないといふことを裁判に持ち込むことになるのであります。まことに言語道断と言わなければなりません。なぜ私がこう申しますかというに、この行政事件は破防法、公安調査庁の行為も対象になるのであります。破防法第二條には、この法律の解釈適用といふ条項に、「公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであつて」とあります。そうなりますと、この第三十一條で、破防法は全く行政事件訴訟から免れてしまふ結果にもなるのであります。従つて、この第三十一條は、実は行政事件訴訟法が行政事件から国民を締め出してしまふ、こういう結果になるのであります。私どもはこういうことに賛成するわけに参りません。

さらに第十四條の出訴期間の問題であります。六月の出訴期間を三カ月にする。中には六十日、八十日といふようなものもありますので、かえつて三カ月に延ばしたといふことになりまふけれども、私どもは、まだ国民はこういう行政事件の訴訟になれない。非常に相手が大き過ぎるし、おつくりだ、見当もつかないといふような場合も考へて、むしろ、出訴期間を六カ月からすべて一カ年に延長すべきものであると考へております。まごまごして重要な事件ほど時間が足りなくなるといふおそれがあります。この点、社会党が問題にされてゐないのは私として遺憾であります。特に原案については、こういう意味からして私は絶対に反対するのであります。

次に、本法第三十六條の無効確認の訴えに関する規定であります。現行法のもとにおける最高裁判所の決定は、行政処分が無効確認の訴えを提起することが許されておる。行政庁を被告として提起することができるとなるのであります。ところが本案によりますと、行政庁に対する無効確認の訴えを事実上制限することになりす。というのは、第三十六條には、「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律關係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができるとなっております。これは明らかに制限でありまして、この点については、参考人猪俣幸一判事がはっきりと指摘し、なお白石判事は、これは旧憲法的な考え方から出発したものであることを具体例をあげて痛烈に述べているのであります。私は、この制限は当然取り去るべきものであるという立場から原案に反対するのであります。なぜ私がこのことを指摘するかと申しますと、猪俣判事も若干触れておりますが、現に問題になっておる農地対策の結果、農地に関する問題に關係しているからであります。今日旧地主は、いろいろと土地に関する補償を要求しております。現にきょう私が国会に参りますときにも、池田さん党議を守れというようなことで、あそこをハンストを以てやっております。この法案が法律として成立しますと、どういふことになるか。現に自民党の中には二千八百億円の交付金を出させよう、こういうことをやっているのではありませんが、農地の所有者に対し、所有権不在確認の訴えあるいは旧地主

の所有権確認の訴え、つまり旧小作人を相手に訴えを提起することができ、道を開くことになりす。今までのように政府に対してこれができなくなると、必ず全国的に小作人相手の旧地主の訴訟が続出することになりす。現に起きておりますが、これが大規模になって参ります。これは実に重大なことでありまして、これは国民を守るどころか、農業基本法で六割の農民を切り捨てる。われわれや社会党が指摘することが、決して空虚なものではないというところを、この法律によって証明することになるのであります。私はこういふ意味において、この法案に反対するわけでありす。

こと何か内閣総理大臣並びに行政庁に対し、これほどの重い権限を与え、法体系の上を超越して、この上にあぐらをかき、これを指揮するといふような権限を与えながら、憲法第十五條には公務員罷免の権利がある、そういう条項でもって制限をするという思想が、この法案には全くないのであります。これでは行政権の専制を免れない、こういう立場から私は反対します。

社会党の案に關しては、第二十七條をあげられたことは非常に賛成でございます。その他については、そこから論理上当然導き出される点について、現実に配慮がまだ足りないと思ひますので、あわせて、これにも反対する次第であります。

○河本委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず本案に対する松井誠君外八名提出にかかると修正案について採決いたしました。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立少数。よつて、本案は原案につきまして採決いたしました。

次に原案につきまして採決いたしました。

行政事件訴訟法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○河本委員長 次に、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に關して採決いたします。

これより討論に入りますが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○河本委員長 次に、お諮りいたします。すなわち、ただいま議決されました両法律案に關する委員会報告書の作成

につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 次に、法務行政及び檢察行政に關する件につきまして調査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。猪俣浩三君。

〔委員長退席、林委員長代理着席〕

○猪俣委員 証拠書類並びに証拠物の公判前の閲覧の問題につきましては、これは在朝在野の法曹間に多年論議せられておる問題であるのみならず、學者間におきましても相當の議論がある問題でございます。ことに実務といたしまして公判に關係している者から見ますならば、これは弁護団と檢察あるいは裁判所との相當の論議の的でありまして、訴訟遅延、訴訟困難の大要因をなしておることは一般の人も認知して居るところであります。しかるにこれの問題につきまして、最近大阪地方裁判所の西尾裁判長から、檢察の手持ちの証拠を全部裁判所に提出せよという命令が出たこと、及び松川事件におきまします証拠の提出問題に対して多大の疑惑が出てきたことから、一そうこの檢察の手持ちの証拠の閲覧あるいは提出の問題につきまして、大いなる世論が上がつて居るわけでありす。學者によりましますと、この問題が解決できないのは国会が無能であるからである、国会がその機能を果たしておらないからである。これは立法的にも

解決しなければならぬ問題であるにかかわらず、今日まで国会では十分論議さえして居ない。かような非難を浴びせて居る始末でありまして、国会の權威にもかかわることだと存するわけでありす。そこで私はこの問題につきまして、最近世論に大いなるショックを与えました松川事件判決に關連いたしました、政府当局の所見を承りたいと思つて居るわけでありす。

まずこの問題の法律的、具体的問題につきましては、帰納的に申し上げることにいたします。松川事件公判に現われた検査の証拠問題に対する態度につきまして、私は法務大臣以下の諸公の意見を承りたい。しかし、私が問題にいたしますのは、結局仙台高裁の差し戻し判決、門田判決に指摘せられたことを素材といたしまして御所見を承りたい。

これはいろいろ民間その他でただ伝わっていることではない。いわゆる門田判決において指摘して居ること、私も在野法曹として三十数年従事いたしておりますけれども、今回の松川差し戻し判決のような判決が過去にあつたかどうか、冥聞にして知らない。この中に、檢察に対して徹底的なる非難を浴びせて居る。一体法務大臣以下の諸公は、この松川判決、門田判決をどれだけ検討せられたものであつか。非常に大部なものでありますので、私もこれを全部精読することは大へんな骨でありますけれども、驚くべきことが書いてある。檢察のあり方について、何としてもこれは黙視できないことが書いてある。しかも今日十年間も監獄に呻吟しておられた人たちが、何が原因でかようなことに

なつたかという、検事の態度である。検事は、あらゆる被告の有利なる証拠を持っておりながら、これを裁判所に提出せずして、しかも第一審検事は十名に死刑の求刑をし、三名に無期懲役の求刑をし、三名が十五年、三名が十三年、一名が十年、わが国裁判史上実に驚くべき重刑を多数課している。無責任きわまりと申さねばならぬ。それが現在みな無罪である。これの責任はどうするのであるか。私どもは、実にこの判決を見て鬼気迫るものを感じたのであります。被告人のアリバイを証明すべきものを提出せずして、そうして死刑の判決を受ける。これはいわば殺人の間接正犯ではありませんか。情を知らざる裁判官をして死刑の判決をなさしめる。そういう行動を検事がやつたと言われても弁解のできない行動をやつている。門田判決に指摘されていることには驚くべきことがあるのであります。

また最初は諏訪メモの問題でありましたが、実に最高裁判所の提出命令によつてようやくこれが公判に現われる。これが一つのきつかけとなつて、最高裁判所においては、事実誤認の疑い濃厚にありとして破棄差し戻しされたことは御存じの通りである。そこでこの諏訪メモのことでありまして、こういう被告のアリバイを証明するような諏訪メモと称するところの証拠物件を、一体検事は何かゆえに法廷に出さなかつたか。最高裁判所の命令があるまでこれを出さなかつたのであろうか。その理由を承りたいのであります。私は、きょう検事総長の出席を要求してありますが、出てこない。こういう問題はやはり検事総長自身が出

るべきものだと思う。こういう最高裁判所の提出命令があるまで、何がゆえにこの証拠を出さなかつたか。それをまず御答弁いただきたいのであります。

○竹内内政委員 諏訪メモにつきましては、被告の一人であります佐藤氏のアリバイが成立するという事になるというのが弁護人側の主張でございますが、検察側の主張は、会社側の証人の証言その他の証言によりましてアリバイ問題は解決できる、こういうふう

に考えているものでござります。従いまして、諏訪メモにつきましては、將來あるいは必要になつてくるかもしれないけれども今さしあつて、破棄差し戻し前の第一審、第二審の公判を通じまして、検察側としてはこの資料をもつて立証する必要はない。こういうことで手元に置いたのでござりますが、すでにこの委員会で御説明申し上げましたように、事件が上告に参りましたから、最高検察庁がその事件を担当しておる過程においていろいろ調査いたしました結果、領置しておく必要はないという考えに立ちまして本人に引き渡した、こういうことになつておるのでござります。

○猪俣委員 当局側がそんな答弁をしておつちやいかぬと思ふんだ。皆さんはミスはミスとして明らかにして、今後どうあるべきかというのを検討しなければならぬ。そんな重要な証物と検事が認識しておつたら、何がゆえに大沼副検事なる者をしてこのあとで問題にしますが、この人間が自分の任地が変わつても、その諏訪メモだけはたゞ身離さず持つて歩いて、そういうことは一体どう説明がで

きるのか。大沼という副検事が、自分の任地が変わつても、その諏訪メモだけは保管して持つて歩いた。大沼という人物は、当時の福島県検事のふところ刀であつたことは明らかでなす。彼が任地先からわざわざ副検事にして福島に連れてきた人物である。そうしてこの安西という検事正が今日捜査の中心となつて驚くべき活動をして

おつたことは明らかだ。第一線の検事以上には彼は捜査の中心をなしておつたことは明らかだ。この人物の腹心である。高知県かどこから、わざわざ任地から副検事にして連れてきて自分の手元に置いたこの人物が——これはこの判決にも指摘されておる。転々と任地が変わつておるにわからず、その証拠だけは持つて歩いた。これはどういふふうにして説明すればいいか。そんな今あなたの答弁のようにはいらない。これは最も重大なものであるから、他人に渡さずしてこの男が持つて歩いた。そういう証拠の保管問題について、あとでお尋ねしますけれども、あなたのお尋ねは納得できません。なお、これは法廷でござりますが、

有利であるけれども、これは被告に有利であつて検事に不利な証拠であることが明らかでござります。すでに最高裁判所で認定されておる、あるいはまだ判所で認定されておる、あるいはまだ判所でお認めになつて、監督権を發動しなればならぬじゃないですか。それを今になつてまたそういう答弁を繰り返されるという事は、私どもははなはだ不可解である。法務大臣は政党出身の大沼だ、こういうふうな重要な証拠

を持ち回つて隠匿して、最高裁判所の命令が出るまでは隠匿しておるということを、あなたは一体どう考へるか。○植木国務大臣 問題の諏訪メモをだれかが特に保管をして持ち回つた云々の事実については、私はまだ存じませんが、検察当局といたしましては、御承知の通り新しい刑事訴訟法の精神にのっとりまして、犯罪を立証するために必要な証拠力のあるものを選んで、そうしてそのうちから自分の証拠としてこれを提出する。しかし、それがどうも証拠の価値が十分ないと認定し

たものについては、これは現行法制の上で認められておるところでござります。従いまして、当時の関係検察官は、やはり公正な判断のもとに、その証拠力の有無といふことを十分考へて、そうしてその上で、あるいは提出しあるいは提出しなかつたものもあるかと存じます。しかし、その提出しなかつたものうちで、差し戻し審において裁判長の要請があり、その要請に対して、なおこれを検察官の見るところでは必要がない、証拠力がないといふふうな考へたものであつても、それを

しはさまされることは適當でないといふ考へのもとに、後ほどに至つてそれぞれ相當膨大な資料を出した、かように私は承知しております。従つて、私の考へますところは、由來検察官は、当然公益の代表として法令の定むるところによつて行動すべきものでござりますから、それぞれその立場として公正に、場合によつては、かりに検察官の主張に不利な材料であつても、要望があれば提出しなければならぬ場合も

もちろん出てくる。かように考へる次第でありまして、本件の事実、その問題については、私は内容をよく承知しております。私のお答申上げかねる次第でござります。

○猪俣委員 私は、大臣としてもよく御研究いただいたらうな。今、大沼副検事なる者がこの重要な証拠を持ち回つておつたことについては存じておらぬやうな御答弁である、はなはだ遺憾であります。これは重大な問題です。裁判のあり方、検察官のあり方に対して致命的な問題なんです。ことにこの問題につきましては、弁護団から検事の鈴木久学、山本謙、田島勇を公務員職権濫用等事件で告発しているわけですから、これに對しては福島地方裁判所の刑事部で判決をしておる。これは、結論としては検事を無罪としておりませうけれども、この判決理由の中にこういふことを書いてある。『大沼副検事の不可解な行為はそれのみに止らない。前にたくさん書いてあるんだ。同人は仙台高検の事務補助を解かれ、勤務地である盛岡区検察庁に赴任する際にも諏訪メモ等をたずさへ、同行に継続保管し、次いで釜石区検察庁に移動する際にもメモ等を携帯し同行に保管していた。この間福島地検の証拠品保管責任者に対して全く何の連絡もしていな

い。同人が赴任した盛岡区検察庁及び釜石区検察庁が松川事件と何の関係もないことは無論、大沼副検事が仙台高検事務補助を命ぜられて諏訪メモが福島地検より持ち出され、そして再び返戻するまでの四年九月間、メモは終始同人の掌握下にあつたといふことなるのであるが、しかも福島地検で何人もかかる事情にあることを知らなかつた

というところであるが、このような証拠品の取扱は一体許されるものなのであるか。こういうふうな判決がきめつけられているのです。こんなことが法務省は——だから検事総長を呼んだんですよ。あなたがかわって出る以上は、こういうことをやはり答弁していただかなければならぬ。だれが持っておったか知らぬということでは答弁にならぬ。そうしてそれが今竹内政府委員の説明によると、どうもそんな大した被告に有利も不利もないものであるから出さなかつた、そんな証拠を持ち歩いたというのとは一体どういうわけだ。悪意がある証拠じゃないですか、判決で指摘をしているのです。これは争われる意思はないと思うのだ。これは裁判所の判決です。われわれがただ言っているのじゃない。だからそんなあなたが答弁したような簡単なものでないことは明らかです。されば最高裁判所の提出命令となつて出て、しぶしぶ出した。そこから差し戻しになったじゃありませんか。しかし、それはいい。今法務大臣の説明によれば、いろいろ弊害があるからついでに出さしたというように、責任は果たしたようなことを言っているわけですね。そのために被告は十年青春をむだに費やしているじゃないか、それはどうするのだ。ですから、検事というもののやり方を私どもはお尋ねしている。皆さんは、やはりいけなかつたことはいけなかつたこととして、今後大いに気をつけろというふうな言つてもいい。こういう証拠を検事がそのまま出したならば、一審で無罪になつたかも知れぬ。それをさきぬでおつて最高裁判所まで持つていく。なお差し戻し判決のときに千六百点新し

い証拠を出した。その証拠の中から珠玉のような貴重な証拠が出てきたために無罪ということになつたと門田判決は指摘しているじゃないか。無罪になつたことはこれは喜ばしいことであるが、そのためにすでに十年間監獄へぶち込まれ、一審、二審とも死刑の判決を受けている。さような行動が検事の行為から起こってくる。そこで私も聞いています。検事、検事というものは民事訴訟における原告、被告の弁護人と立場が違ふと思つて、法務省自身が誤解しているのではないか。これは後に議論しますが、なお、さっき申しましたような、三人の検事が証拠物を隠匿して職権を乱用したということも裁判になつた。そして関係者が福島裁判所の判事の取り調べを受けている。その中に神山欣治という検事がある。これは現に最高検の公安部長が何かやっていると人じゃないかと思つた。この人が少しも反省してない。驚くべき証言をやっている。これは東京地方裁判所の民事部の一室で、昭和三十五年六月五日に、福島地裁の宮脇辰雄裁判官が質問してある。答えているのは最高検の公安部長の神山欣治、一体諷刺メモは諷刺親一郎という提出者に返す方針をきめたのはどういふわけですかという質問に対して、神山検事は「わいわい騒ぐし、検察の威信も落ちるし、憲法精神を麻痺させることを狙うのですから、法律上は差支えない事であつても、後で取返すことのできない程に威信を失墜してはと思つたので、この際これ以上持つていってはどういふことで返したのです。」こう答弁し

ている。これは裁判所で口頭弁論を開くことを決定してからの話だ。自分たちが持つていってとまずいというので、急に提出者の諷刺親一郎に返すやうにやつた。騒がしい、わいわい騒ぐといふので、それで裁判官が「騒がしいのでは弁護人の方ですか。」と言つたら、神山検事は「それだけでなく、アカハタと商業新聞にも同調者がいますから。」こう答弁している。それで裁判官が「国会の法務委員会の問題も一つの理由ですか。」と言つたら、「そうです。」それで裁判官が「騒いでいる中に入るのでですか。」と聞いたら、「入ります。」こう言っている。だから、国会の法務委員会の質問がわいわい騒ぐ中に入っているのだ。これは判事がわざわざ聞いています。これは判事が法務委員会の問題も一つの理由です。——これは国会の法務委員会が志賀委員が質問しているのです。そうすると、「そうです。」と言っている。なお判事が「騒いでいる中に入るのでですか。」と質問したら、「入ります。」われわれもわいわい騒ぐ中に入られていて、「検察の威信ですか。」答えて「信用、権威が失墜されることがないよう、そういう趣旨を入れてですね。」こう言っている。「結局騒がなければ返さない訳か。」と判事が聞いたら、「それはさうですよ。」と言っている。これは一体何ということだ。これが最高検の公安部長——今何の部長ですか、答えて下さい。この人は何をやっているのか。

○猪俣委員 これは、ちゃんとここに調査の謄写を持っています。こういう答弁をしたことは明らかにいふ。写真まで持つていっているんだ。こういう検事が公安部長の検事をやっておられる。われわれも国会なんかやると、すぐわいわい騒ぐ、こう言われる。一体センスが、頭が違ふんじゃないですか。騒がなければ出さぬ。そうして大沼さんという副検事にはだ身離さず持たして歩いていられる。実に言語道断だ。僕は思うんだ。これに対してどう考えるのです。法務大臣答弁いたしなさい。

○植木国務大臣 たいま御指摘になりました神山検事ですが、その証言の筋が、ただいまの御指摘の通りである。猪俣委員のお言葉を信用して申し上げますが、その通りであります。言葉はなほだ不穏当であり、また考え方も、もっとも慎重に考えるべきものであつて、やや軽率に考へないかというふうに感じます。従つて、こうした問題については、ことに本事件が全体に大きな問題であり、多数の容疑者の方々に對しても大きな迷惑をかけている問題でございまして、この問題全般に關して関係者が十分慎重なる態度で臨むようには常に指図をしておるところでございませう。

○猪俣委員 僕は、この人物などは全く悪意のある人物であると思つた。騒がなければ出さぬ。すでに最高裁判所で提出命令まで出、差し戻し判決でもって徹底的にこれに對して反駁が裁判官に對してこういう供述をしていられるのです。国会やアカハタや商業新聞がわいわい言うので出したという。では、わいわい言わぬと出さぬか、それはさうです。こう言っている。被告に有利な証拠であることは現在明白になつておる。これが破棄差し戻しの原因になつておる。だから、重要でなかつたなどと思つていられるはずはない。何も大沼副検事にはだ身離さず保管させておるはずがない。だれかの目に触れちゃ大へんだというので、徹底的に口をつぐんでこれを押えておる。隠匿して非常にも有利な証拠を、検事がことさらに出さないでおるといふことは適當なことと考へるかどうか、法務大臣はどう考へるか。

○植木国務大臣 その問題につきましても、被告に有利な材料であるということが、なるほど後になつてさうした指摘をされ、また世上にはつきり現われてわかつたこととございまして、しかし、おそらく当時の検察官の考へ方としては、先ほど刑事局長からも申し上げましたように、アリバイの問題については、それぞれ検察側としては、十分立証し得る材料がほかに、その他の資料もあつて、この諷刺メモそのものについては、これが特に価値があると思へなかつたというところにあると思つています。従つて、その判断そのものが適切であつたかどうかといふことは、いろいろな批判もできませうし、また裁判官はそれらの点も詳細に検討の上で最後の結論を下されると思つていますが、検察官は他のたくさんな証拠物件その他を十分審査して検討しておるのでございませうから、その検討の上で立つて、このメモについては特に提出する必要がない、こういう

ふうじ判断しておったものと私は承知もし、おおむねきよな報告を受けておる次第でございます。

○猪俣委員 とにかく最高裁判所でも、この点については重視して、提出命令を出しておる。差し戻し判決におきましては、これを徹底的に不当だと言うて判決の中に書いてあります。そういうものを検事は出さぬで何とも差しつかえないと考えておったとすれば、この検事は検事の能力がないんですよ。もしあなたの言うように悪意ではなかったというのなら、低能なんだ。検事の資格はありませんよ。最高裁判所でも、仙台の高裁でも、これは重要なきめ手の証拠だと言われるものを、検事は、何もそんなものは大した証拠じゃないと判断したとすれば、これは検事の能力がないのだ。能力のない者が最高検察庁にいるのなら困る。しからば、なおお聞きしますが、これはやはり門田判決に指摘されておる佐藤一という男のアリバイの証明なんでありますが、佐藤一が、この問題になりましたが、汽車転覆の謀議をしたという十五日の日のアリバイの問題なんです。松川から福島国鉄の労組の事務所へ行って汽車転覆の謀議をした、それが十五日だ、十五日の正午ごろからやっただけだということになっておる。ところが午前中は団交をやっておった。その団交のメモはちゃんと出しておる。それが諷訪メモだ。それを出しても出さぬでもいいと思つたというような答弁であるならば、しからばこの佐藤一のアリバイですが、十五日団交で彼は弁じ立てて、お屋にそこから五メートル東芝松川工場の寄宿寮に行つて彼は昼

飯を食べておる。これは東京から行った人物ですから、宿舎で昼飯を食べると、みんな食事伝票というものに名前と代金を書いてある。それから代帳という帳面にも書いてある。そういうところが明らかになつたのでありますが、佐藤一は十五日にこの八坂寮の食堂で食事をしておることをたたくさんの人が証言しておる。そしてその食事伝票、代帳というものが存在しておつたことも明らかになつた。そして食事伝票、代帳を菊地という刑事が調べて調査に書いてある。これは当時の八坂寮の管理人及び給仕をしたまかない婦その他その食事時間に佐藤一に面会したと称する数人の人々がごとごと証言しておる。食事伝票を見れば一見して明瞭なことです。しかるにかかわらず、この食事伝票、代帳というものは現在まで出してない。しかしこれは調べられたことは門田判決が指摘しておりまして、十月二十五日、菊地調査に徴しても、当時の食事伝票を見て記憶を起すよう刑事さんに申された云々とある。当時八坂寮の宿泊、食事関係につき伝票、代帳の書面が作成されておることが明らかにかがわれるのである。しかるに、それらの食事伝票、代帳類が押収されてない。あるいは押収されても提出されてないという事実、疑問を抱かせずにはおかないというふうな門田判決は言っておる。もし諷訪メモが、これは出さぬでもいいと思つたかにかにしても、しからばこの佐藤一が昼飯を食べたという、それはちゃんと記帳されておるといふ食事伝票、代帳類をなせ出さぬのか。しか

もそういふものが存在しておることを証言しておる人を、その調書をなせ出さぬ。そのアリバイを証明するのにこれほどの確な証拠はないはずだ。このまかない婦その他がみな証言しておるにかかわらず、それは出さない。これは被告のアリバイを証明する、その人の生死にかかわる重大な証拠ではありませぬか。それを大したもののじゃないと思つて出さなかつた。しかも大した副検事に、どこまでもはた身離さず持ち歩かしておる。何としても奇怪千万で、門田判決が疑問を抱かざるにはおかないと書いてある。これはあんたどうしたのか。

○竹内政府委員 多数の御意見が入つておりますので、お答えを申し上げたことがす足らずになつて申しわけなかつたわけでございますが、まず最初にお断わり申し上げておかなければならぬことは、本件の捜査につきまして、検察側に、技術的に見ましても、方法その他につきましても、全く欠陥がないのであつて、ただいたずらに問題をかまえて争つておるといふふうには私ども考えておらないのでござい

ます。欠陥は欠陥、落ち度は落ち度ではないのでございます。また、そういう考えて私どもとしてはこの問題に対処して参りたいと思つております。そこで、そういうことを前提条件として、一つ弁明をさせていただきます。と思つたのでありますが、ただいま御指摘のありました調書なり、あるいは御取すべきもの——押収してあるじやないか、また隠してあるのじやないかというふうな点につきましても、門田判決に、そういう疑いを投げられておる部分の判決がありますことは、私ども

も承知いたしておりますが、これは今日十年たつてみて、一審、二審、三審と上告までいき、さらに差し戻しを受けて、また詳細な二審の公判をやる。その間に事実審理というものを何回も繰り返しておる。こういうふうなことになるので参りますと、あとから見まして、あれはあのとき押収すべきものであつたとか、あるいは調書を作つておくべきであつたとかいうようなことは、幾多反省されると思うのでござい

ますが、私のはつきり申し上げたいのは、押収すべきものであつたものを押収しなかつたものもあるということでございます。捜査におきましては、猪俣先生もとく御承知のように、取り調べたら必ず調書を作らなければならぬというのではなくて、調書に書いて答申書にすることもありますし、また聞いただけで参考にとどめてしまふ場合もあるものでございまして、そういうふうな場合が、今日になって見ますと、あのときに調書を作つておけばよかつたというふうなことも、反省される点も多々あると思つますが、そういうことで、今御指摘のような点につきましては、それは出しようがない、それからまた調書を作つてない、それは出しようがないというふうなものもあると思つておるものでございまして、いづれにいたしましても、それらの事実認定、つまりアリバイが立つたか立たぬかというふうな問題は、ここで先生との間で議論を申しましても、判決の上に影響するものでもございませぬので、これはもうすべて全部おまかせをして、裁判所の公正な判決に待たなければならぬと思つたのでございまして。現在それらの証拠の採否の問題等につきましても、上告で判断を受けるべく検察官としても用意をいたしておるのでござい

ますから、いづれその点は上告審で明確に裁判されることと期待をいたしておる次第でございます。

○猪俣委員 私どもは、あなた方のそういう立場として検事を擁護しなければならぬ立場があるかもしれぬが、やはり非は非として将来の方針を考へてもらいたいのだ。それは捜査官が調査を作る場合もあるし、作らぬ場合もある、出すものもある、出さぬものもある。そんなことはわかり切つたことです。しかし本件は、検事は、十人死刑を求刑されているのですよ。そのかなめになるのは佐藤一です、謀議の議長をやつたのだから。その佐藤一のアリバイというものに對しては全力をあげなければならぬじゃないですか。ほかのことは全力をあげて、おびただしい検事、警察官を動員して、今言つたような安西検事正が陣頭に立つてやつておる。しかるに、この被告人のアリバイについては、とにかくこういう重大なアリバイについては、証拠を出さないといいことは、実に不可解千万なんだ。判決の指摘している通りじゃないですか。死刑の宣告をせられておる人間が、謀議に出席したかどうかというところは重大な問題です。生死にかかわる問題だ。その人間がその時間にはどこにおつたかというアリバイというものは、調べても、調書を作つても作らぬでもいいようなものなんですか。それじゃないでしょうが、そうでないからこそ彼らが出さぬわけなんです。出せば彼らの基礎が全部崩壊するから。

さぬ。そのアリバイを証明するのにこれほどの確な証拠はないはずだ。このまかない婦その他がみな証言しておるにかかわらず、それは出さない。これは被告のアリバイを証明する、その人の生死にかかわる重大な証拠ではありませぬか。それを大したもののじゃないと思つて出さなかつた。しかも大した副検事に、どこまでもはた身離さず持ち歩かしておる。何としても奇怪千万で、門田判決が疑問を抱かざるにはおかないと書いてある。これはあんたどうしたのか。

○竹内政府委員 多数の御意見が入つておりますので、お答えを申し上げたことがす足らずになつて申しわけなかつたわけでございますが、まず最初にお断わり申し上げておかなければならぬことは、本件の捜査につきまして、検察側に、技術的に見ましても、方法その他につきましても、全く欠陥がないのであつて、ただいたずらに問題をかまえて争つておるといふふうには私ども考えておらないのでござい

ます。欠陥は欠陥、落ち度は落ち度ではないのでございます。また、そういう考えて私どもとしてはこの問題に対処して参りたいと思つております。そこで、そういうことを前提条件として、一つ弁明をさせていただきます。と思つたのでありますが、ただいま御指摘のありました調書なり、あるいは御取すべきもの——押収してあるじやないか、また隠してあるのじやないかというふうな点につきましても、門田判決に、そういう疑いを投げられておる部分の判決がありますことは、私ども

も承知いたしておりますが、これは今日十年たつてみて、一審、二審、三審と上告までいき、さらに差し戻しを受けて、また詳細な二審の公判をやる。その間に事実審理というものを何回も繰り返しておる。こういうふうなことになるので参りますと、あとから見まして、あれはあのとき押収すべきものであつたとか、あるいは調書を作つておくべきであつたとかいうようなことは、幾多反省されると思うのでござい

ようよう十年たった今日、そういうものがある程度明らかになってきた。それで無罪になったわけだ。落ち度と言うけれども、落ち度ではないのだ。今言った当事者訴訟主義を曲解して、公益の代表者である立場を忘れて、何でもかんでも有罪の証拠だけを集めるという検事の闘争主義、本家本元のアメリカでもそういう方針は変わってきている。真実発見主義です。当事者主義は真実発見主義からきている。目的は真実発見にあるので、当事者主義というのはその手段なんだ。しかるに今の検察官は、手段のために目的を忘れて、自分の起訴を維持せんがためにあらゆることをやる。死刑者にとってアリバイの証明ということ以前の重要な証拠がありますか。しかも十五日にどこで食事をしたというような、その食事伝票をあとから書き込んだかどうかすぐわかるわけだ。そういうまかない婦や管理人、あるいはその十五日、真の間というところで佐藤と会話をしたという人も、三人も四人も出ている。そういうことをなぜ明らかにしないか。裁判所がそれを採用するかしないかは第二として、検事としてやはり明らかにする必要があるのではないか。もし被告人に不利なことばかり検事が集めて、有利なことを黙殺するということなどは、われわれは人権の保障も何もありません。なぜならば弁護人は強制捜査権がないのですからわからないのです。それから諷刺メモのことも、偶然のことから諷刺が調べられ、調書ができてメモが押収されていることが偶然のことではなかった。検事が最後まで黙っていたらわからなかったでしょう。裁判所までも

わからない。そういうことでは私どもが安心しておられるかということとです。これがもし彼の犯罪行為立証のための証拠となるなら、何をいっても、こういう食事伝票、代帳類を検事は出すでしょう。これを出すとアリバイの証明になると思ってこれを隠しておいた。こう考えても仕方がないじゃありませんか。門田判決は、それをちゃんとつけているじゃありませんか。それをあなた方は、それは間違っておいた、今後は気をつけると言うことはいいけれども、調書を作る場合もあれば作らぬ場合もある。そういう答弁では、今後どうするかということの相談ができないかな。私が勝手に弁護人みたくに言うていては、この判決を讀まなければ検察行政はわかりませんよ、徹底的に批判しているじゃありませんか。その判決文の中に批判している言葉を私はとって言っている。これこそ検事の威信を害するものだと思ふ。神山検事は国会で威信を害するみたいなことを言っているけれども、こういうことをやるのが威信を害するのじゃないですか。それに対してどうも法務省の研究が足りないし、私は反省が足りないと思うのだ。だから検事総長に求めてもらいたかったのですよ。あなた方は、かわって出てくる以上は、第一線の検察官の代弁をしなればならぬ。こんなことは検察官として答弁はできないと私は思う。

わが赤間勝美の自白の信憑性につきましても、門田判決は詳しく論じておいて、徹底的に批判しておる。事件発端のもとになったのは、赤間勝美と

いう十九才のチンピラ男、これが警察の拷問にかけられてべらべらしゃべって、これからみんな連累者が逮捕せられるようになった。その赤間勝美のアリバイという明白な証拠があるにもかかわらず、これも出さない。しかも、これも差し戻しの判決に口をきわめて論じられておられます。これをお読みになつて、この判決が指摘してあるようになるか、私は聞きたいと思う。内容について一々述べる時間はありませんけれども、彼がその犯行の日の十二時ごろ家へ来て寝ていることは、明らかに証拠が出てくるわけだ。その証拠を全部隠してしまつた。「赤間自白について」という条項で、この判決はこう言っています。「第一に、誰が考えても、赤間が検挙されるや、真先に、その家族について赤間の当夜のアリバイ関係を、嚴重に調査するのが常識である。いわんや、赤間は逮捕された直後に、武田巡査部長に対し、自己のアリバイを訴えたことは、当の取調官武田証人の自ら証言するところなのである。ところが赤間のおばあさんである赤間ミナという人の調書が九月十七日できています。その間一週間何をやっておったか、最初調べられたときに、勝美は家に来て寝たと証言しておいた。それを調書にとらない。それから勝美は帰ってきませんという証言をした。それを調書にとっている。赤間勝美はその晩帰ってきて、十二時か一時前後に、親類の子供で泊まりに来ておいた小野寺悦子の髪を引っぱつたため、その子供がちゃんと覚えておる。そういう証言をしている。この小野寺悦子なんというのは重要な証言だ。この判決の意見はこう書いてある。「小野寺悦子は、赤間アリバイの上で、決定的重要性をもつ参考人である。しかしこの小野寺悦子に対する調書がない。なお勝美の母親が午前四時から四時半に父親を職場に送り出しておる。警察側や検察の主張では、赤間は爆破工事を終えて朝の四時か四時半ころ家に帰つたということになっておる。ちょうど父親が出かけるのと一致している。そうするならば、その父親を送り出した勝美の母親を調べることは当然のことだが、母親に対しても調書を作っておらぬ。奇怪しごくのことなんだ。いやしくも今度起訴された連中のアリバイについては、全部証拠を隠滅するか、あるいは口で言うか、変造までして、そうして有罪の立証に供しておる。判決が言っているのですよ。これでもやはりこういうことがあり得るのですか。判決は、「誰が考えても、赤間が検挙されるや、真先に、その家族について赤間の当夜のアリバイ関係を、嚴重に調査するのが常識である。」と言っているのだ。それをやらないのですよ。これはどうな

るんです。

○竹内政府委員 御指摘のように、この捜査の初期における検察活動に、今日から振り返つてみまして遺憾の点が少ないから、だからといって、アリバイのある者を無理に起訴して死刑の求刑をするというような考え方を検事がするはずがないのでございまして、私どももいたしましては、有罪な者を有罪にし、無罪の者を無罪にするというのが検察官の公益の代表者としての立場でございまして、従いまして、捜査の当時アリバイがはっきりしておるものを起訴するわけはないのでございまして、当初といたしましては、今問題となつておる諸点につきまして、今問題となつておる諸点について、有罪と信じてやつたものというふうにご意見を申し上げます。

○猪俣委員 一体こういうふうな最高裁判所あるいは門田判決等においてのごとく指摘せられておるに、いかかわらず、なお検察官は、この検事のやり方は間違つておらない、あるいは多少誤つたかも知れぬが悪意はなかった。おかしいですよ。これが民間人の何か犯罪行為なら、これをもって犯意がなかったなんて言われませんか。こういうことはたくさんある。悪意がないなんて言われませんか、これは。

なお、さらに驚くべきことは、調書を改ざんしている。検事が調書を改ざんしているということを門田判決に指摘しています。この判決の百八十九ページに、門田判決が長く調書の改ざんをした跡があるということを指摘している。「即ち、当審に現れた新証拠によると、赤間の弁解するような事実のあったことを思わせる疑いが濃厚であつて、到底その疑いを払拭し去ることができないのである。その理由は次のとおりである。」と。山本検事の調書「山本調書」は問題の二九項の記載されている紙から以後は全部その契印部分の折目が左折りとなつており、その前から先きの紙は全部右折りとなつておる事実が、新たに発見された。これは明白で何人も争えない動かすことのできない事実である。従来、



101山本調書は二九項の前後でインクの色や契印に何ら異常は認められないとされてきた。ところが調書の折り方が違ってきている。「もとより、調書の紙数が五〇枚以上になつたような場合、はじめに紙を右折りにして契印し、終りごろになって契印をやり易くするため、紙を左折りにする場合もあり得る。しかし、次に述べるような諸事情を総合すると、問題の二九項のある紙から契印部分の折目がそれまでと逆の方向になつてゐる事実（書き改められた場合には、そのようにしなければ契印が困難になるのである）は、決して単なる偶然とは考えられない。「以上を総合すれば、101山本調書の二九項は、赤間の弁解するように、後日書き加えられたものとみられる疑いが甚だ濃厚である。これも私は、こういう判決というものは見たことがない。検事が改ざんしている。裁判所の判決の中にそれをはつきり指摘しているじゃないですか。これももうそですか、どうなんですか。

○竹内政府委員 たいだいまお読みになつたような判決文が書いてあります。私も実に意外に存するわけでありませぬ。検事が改ざんすること自体が、私にとつても、三十年私も検事をいたしておりますが、さようなことは私は先輩からも聞いたことともないし、全く意外なことでございます。それを判決で、そのような疑いも存しつづつ記載しておる判決も私不敏にして見たことがないくらいでございます。その点、猪俣先生の感じと全く同じでございます。

しかしながら、この点につきましても、当の検事はもちろんさようなこと

はないと申しておりますし、さらに検察庁におきましても、もちろんそれは重大なことでございますので、いろいろと調書を見ておるようでございますが、その結果によりまして、今裁判官が指摘しておるような事情ではなくして、その調書の契印、筆跡、墨の色等を調査しても、そこに異質なものはないのであって、さらにこれも内部でございませぬけれども、鑑定もされておるようでございますが、客観的にも異質でないようでございます。私どももいたしましては、変造したなどということは今考へては全くあり得ないというふうにも考へてゐる次第でございます。

○猪俣委員 最高裁判所の判決の中にもあるじゃありませんか。太田被告の、三笠検事の調べた調書、「太田被告における不自然と不合理は、原判決が本謀議を認定する証拠として挙示している三笠調書に至つて極まつていゝ。これだけでも、最高裁判所の判決でこんなことを言われた検事というの一体どう処置すればいいのですか。」三笠調書に至つて極まつていゝ。調書はその形式に奇異な点があるばかりでなく、その内容においても甚だ不自然なものを持つてゐる。これは最高裁判所の判決ですよ。「すなわち、これには「三笠」二項なるものがあり、同項の末尾には供述人太田省次の署名捺印があつて、更に二四頁以下がこれに続いているのであるが、二三の二項以下はその前とは紙質も墨の色さえも異つたものがあるように見受けられ、また契印にも疑いがある」これは最高裁判所の判決ですよ。なおまた土屋警部の調書、この門田判決の中の「第七

に、土屋調書の作成者土屋元美の名下に押捺されている印と、契印又は訂正印との印肉の色が明白に異なり、しかも、土屋元美名下の印と契印又は訂正印の印とは、仔細にこれを検討すると、別の印であるとの疑いがある。土屋調書は、前記重要部分の省略や曖昧不合理的な附加部分を除けば、比較的ミナナの供述を素直に良心的に録取したものと認められる。そして、名下の印と契印の印肉が異なる場合もなくはないが、前記のような重大な欠陥のある調書であつてみれば、右の印の点には看過し難いのである。こういうふう

れども、訴訟手続の法の命ずるところに従つて、事件はまだ最高裁に係属中でございます。これらの事件は、事件としての終末を見た上で、責任の存すべきものは明らかにして、問うべき責任は問わなければならぬというふうにも考へてゐるのでございます。

○猪俣委員 ももちろん、これは国会でも国政調査権に基づいて徹底的に私は調査しなければならぬ問題だと思つてゐる。その前提として、法務省の御見解あるいは検事総長の見解を私は聞きたいと思つたのでありますが、きょう出てこられない。

なお、現在でも齋藤千、これも死刑になつた被告であります。これに對するアリバイを証明する書類が五点ばかりやはり出しておられない。齋藤千は今度無罪になつたからいいやうなものだけれども、とにかく郡山警察署が調べたものを福島地検が取り上げて、自分のところに押収しておつて、ずっと隠匿し、現在福島の警察部の刑事部にあるそうです。それを一つ調べていただきたい。それはこういうものなんです。あなた方書いておいて、調べて出してほしい。齋藤千のアリバイ証明のもので、それは郡山警察署に、犯罪を犯したときに齋藤千は面会に行つておる。来訪者芳名簿というものがあつて、それから郡山警察署の調査にもあつていろいろ話をしておる。警備勤務表という話がある。ちょうど被疑者で郡山警察に入つておる人間のたぐひにこの齋藤が行つたわけですよ。その被疑者と齋藤が並んでおるときに齋藤は写真をとられておる、被疑者との写真がある。それに齋藤の顔は写つておる。それから、留置してゐる者に対して食事をする場合に、監食者支給名簿というものがあつて、そうすると、その被疑者某という人間が入つておつたかわかるわけである。それからなお被疑者を詳しくとつた写真があるわけだ。だから齋藤が主張するような被疑者がその日に郡山警察にいて、齋藤がそれをたずねて行つておつたということとは明らかになるのです。アリバイが立証されるわけであるのかかわりなく、いまだにこれを出さない。そして現在は福島の警察部の刑事部の奥深くにそれがしまわれてゐるというふうな話です。この隠匿者は福島地検です。こういうところからアリバイを証明するものをことごとく隠匿してしまつて出さない。そこで検事の手持の証拠書類並びに証拠物、こういうものの公判前の閲覧あるいは提出ということについて、これは何とも立法的に解決しなければいけない時点に立つてゐると思つておる。この隠匿の問題、この公判前の証拠閲覧の問題、こういう問題について、法制審議会あたりで何か刑事訴訟の改正問題として論議されておるんですかどうですか。

○竹内政府委員 法制審議会にはまだ刑事訴訟法の改正問題は提案されておりませぬ。法制審議会として、またその問題を論議いたしておりませぬが、私も部内におきましては、その問題はずつと研究もし、論議もいたしておるところでございます。刑事訴訟法の改正問題の一環として慎重に検討いたしておるのでございます。

○猪俣委員 いつか私が法務省の政府委員に聞いたときに、竹内さんであつたか、検事の当事者主義というものを非常に強調されておつたようですよ。と

ころが、さつき申しましたように、検事は民事訴訟法の原、被告の弁護人のようなものと立場が違ふというところは、検察庁法の第四條で、検事は公益の立場で仕事をするというふうな規定されていることからもわかる。真実発見のために当事者主義というものが採用されているという事は明らかであります。近時検事は、まるで法廷闘争の民事訴訟の弁護人のようなつもりでやっている傾きがある。この松川事件のごときは最たるものだ。これがいつも弁護人と間にトラブルを起こして、訴訟遅延の最大の原因になっている。ことに、それは必ず公安事件です。ほかの事件じゃあまりない。公安事件だというとそれを起こしている。それで、先ほど申しましたように、大阪の地裁におきましてもほとほと困ってしまつて、検事に対して、検事の手持ちの全証拠を提出せよという命令を出した。それに対して検事は不服で抗告をやつて、最高裁判所では、検事には現行法上手持ち証拠を全部出さなければならぬという義務がないからそういう命令はできないようにして、結局は裁判所の見解を返けておるのであります。しかし、その前提におきましては、検事の公益の代表者であるという立場、そしてあらゆる被告に有利な証言を出さなければならぬ、証拠も出さなければならぬということを確認しておる。検察官が公益の代表者として、訴訟において裁判所をして真実を発見させるため被告人に有利な証拠をも法廷に提出することを怠つてはならないことは、その国法上の職責である。また訴訟の集中、迅速審理には、弁護人と同様特別の事情のない限りこ

れに協力することが望ましいことである。しかし、現在においては命令をするだけの法規的な義務づけが検察官にない。これは立法上解決しなければならぬというふうな最高裁判所の判定であります。ただ、検事の公益の代表者として被告に有利な証拠も出さなければならぬことは国法上の職責であると言われている。今度の松川事件等に対しても、法上の職責を彼らが尽くしているとは思われない。たといそれがどうあろうとも、諏訪メモのごときものを出さないという理由が成り立たない。十一時十五分の汽車に乗らなければ、正午から始まつたという福島における議談には参画できないはずだ。ところが、この諏訪メモを見るならば、佐藤一なる被告が長々と議論をやつておつて、十一時十五分の汽車になんか乗れる状態でないことがはっきりしているのですよ。何時に終わつたかという事はメモに書いていないにしても、発言の内容が大体書いてあるから、その時間を推しても、十一時十五分の汽車になんか乗れなかつたことは明らかなんだ。それだからこそ検事は出さないのです。あなたが幾ら言つたところで、そうじゃない。そうでなければ出すはずだ。それだから出さなかつた。そうしてある副検事に、任地が変更つても、それだけはしつちゅうはだにつけさせて持たせて、外部にそれが出来ることをおそれおつた。一体そんなやり方がありますか。それは悪意がないというところはとうてい言えない。とにかく最高裁判所におきましても、もつともなごたごたと思つて、大阪地裁の西尾裁判長の命令を下す際の理

由ももつともで、検事の証拠閲覧権はもう明らかになつてゐる。検事側がいづつとトラブルを起こしている。私がいづつと申す通り、現在の刑事訴訟法の起訴状一本主義を作りますときに、この事務はGHQのオペレーターか何かが局長でやつておつたが、私もそこに行つて、起訴状一本主義は困難である、弁護人の事務所が充実していないから無理であるということと緩和を懇談に行つたが、いや、弁護人の請求する証拠は検事の調べたあらゆるものを全部出すようにすればいいじゃないか、今度の法律はそういう趣旨なんだという説明で引き下がつた。初めのうちはそういうのでありましたが、だんだん公安事件が頻発すると、検事はそれを出さないようになってしまつた。そうして現在に至つてこれが訴訟遅延の最大の原因をなしていることはおわかりであると思う。訴訟を迅速にして、しかも真実を発見するということのために、検事が公益の代表者であるという立場に立つて、手持ちの証拠は有利不利にかかわらずごとくこれを裁判所に出すように協力する。そうして、弁護人と間に見せろ見せまいということと長い間法廷をむとむとしようなことがたがはたことは避けなければならぬ。この意味において、検事の事前証拠閲覧権の問題について立法措置をしていただきたいと思つて、法務大臣の御所見を承りたい。

○植木國務大臣 たいだいまの問題につきましては、あらためて申すまでもなく、先刻来私の申し上げている趣旨は、検察官が公益の代表者であるというところについて、その点を十分に体して行動すべきは申すまでもないのであります。過去の問題について十分な反省を加え、そこに誤りがあつたとか、あるいは不行き届きがあつたとかいうような問題については、将来の戒めとして十分考えなければなりません。あるいはまた、明らかに刑事責任を負わなければならないとか、あるいは行政上の責任を負わなければならないとかいふ問題については、全体の事件がはつきりいたしましてから、その点も十分考究したいと思つております。しかし、先刻来猪俣委員の仰せになりまして御意見の中に、門田判決において指摘されたところと御同感のゆえをもつて御質問がございましたけれども、われわれの検察当局で見つておりますところでは、あの判決の全部においてあれが真相そのものであるという点については、疑問を存しておりません。その点、その事件が非常に長引いておつただけに、上告すべきかどうかについても十分研究いたしました。しかしながら、遺憾ながら門田判決の趣旨そのものに全面的に承服することのできない点が少なからずございますので、それで今上告もしておるようなわけでありませう。従つて、上告において今後十分審理を経た上において、検察当局の主張なり意見なりというものが全部間違ひであつたか、あるいは門田判決の判決の趣旨が全部その通りであるかどうかということ、そのときになつておのずから初めてわかると思つのであります。将来、最高裁の上告審の判決の結果によつて善処することは申すまでもありませんけれども、事の途中におきまして、なるほどこれは不十分であつたとか、これは不行き届きであつたとかいふようなものについて

は、現在でも会合のたびごとにお互いに反省もし合ひ、議論も合つて、今後いかなる事件についても、こうした間違いが起きないように相戒めておるような次第でございます。この点は御了承を願ひたいと思つております。先ほど来いろいろ御非難もございましたけれども、私は、それはあまりにも当然なことでございますから、将来に向かつてどうか、反省するとか、今後に向かつて相戒めるといふ問題については、いずれまた申し上げる機会もあらうと思つて、先ほどは申し上げませんでした。しかし、検事といへども神じゃございません。時には間違いもあるかと思つて、ことに、いわんや故意でもつて不都合な一と云へば先ほど御指摘の調書を隠しておつたとかいふようなことがあります。これは、これはいいことじゃない。当然これはその責任も考えなければならぬ。しかしながら、証拠物件の、いわゆる証拠力の価値判断等において判断の違いがあり得ることは、これはやはり人間で——これは非常に慎重に考えなければならぬ問題でありますけれども、時にはあります。そういう場合に、やはりそれに対しての、もし間違ひであるとかいふようなことは、今後十分戒めていかなければならぬ、こう思つております。私は、少なくとも現在の検察官諸君が、それこそやはり公益の代表者として真相の究明に当たるといふことを基本に、あくまでもその精神で仕事をしておつてくれるものと確信しておりますので、ただいまのところにおきましては、将来に対することは十分戒め、今日の問題としても十分過去の反省をいたさしますが、しか

しながら、今回の問題が、門田判決の主張をそのままお前ら受け入れるべきじゃないか、こうおっしゃられると、私は必ずしもまだそうは言えない。かように思いますので、この際ちょっと申し上げさせていただきます。

また、今御質問の、公判前にいろいろな書類について云々のお話がありました。これは刑事局長もお答えいたしましたように、法制審議会でもまだ正式に議題として取り上げてはおりませんし、まだあまり問題になってはおりませんが、しかし、事務当局としては、こうした問題も考えるべきではないか、また十分検討すべきではないかということ、寄り寄り話はいまして、適切なる処置を講じて参りたい、かように考えます。

○猪俣委員 この検事の証拠閲覧事件については、すでに昭和二十八年に、日本弁護士連合会から詳細なる案が政府当局に出されておられ、自由人権協会から、海野普吉氏が代表として、これも詳細な案が出ておられるわけなんです。それをまだ全然検討もしないでいる。検察庁からつき上げられて法務省は音が出ないんだという巷間のうわさもある。大体法務省というのは、検察庁がなかなか強いのである。だから私、検事総長の意見を聞きかたかったのです。お互いに真実発見のために協力しなければならぬ。いわんや、検事は公益の代表者だ。それを検事が手持ちの証拠を出ししるっているなんていうことは、いろいろの理屈は言うが、私は成り立たぬと思うのです。しからば弁護士にも強制捜査権を与えてもらいたい。そうすれば対等なる当事者主

義ができます。片方は警察及び検察庁を使って、国家権力をもって強制捜査する。弁護士は何にもありませんよ。何の権限もありません。そうしてみれば、公益の代表者として立っておられる検事の調べた手持ちを見せてもらうことは当然のことなんです。立法当時はそういう趣旨であったのです。それを検事が、まるで民事訴訟の弁護人のような頭になって、そして何としても有罪を裏づけることに奔走し、今日いかに法務大臣が答弁しても、彼らは故意に被告のアリバイを証明する証拠をみない隠匿をしたと思わざるを得ない。門田判決をそのまま受け入れないというのはいくらでもしょう、上告しているんだから。私は、大体検察庁は上告するのめけしからぬと思つてゐる。

これだけの大失態を起こして、そして完膚なきまでに門田判決に指摘せられて、実に意を尽くし条理を尽くして、ますます、この判決は、これだけの判決だ。どういう理由で上告したかわからぬ、一体どこが上告の趣旨になるかわからぬが、上告して最高裁判所までだ争われるであろうが、この門田判決が認められ、検事の上告が棄却された際に、検事はどういう責任を負うのですか。

○植木国務大臣 われわれ法務当局、ことに私法務大臣といたしましては、検察当局の上告に同意を与えておるのをごいさすから、従つて私は、おそろく門田判決の結果と同じような結果が出るものとはむしろ考えておらない。最高裁判所によつて真相の把握に十分努力していただいて、それによつて初めてある程度真相がはっきりわかつてくるのじゃないか、こう思うのであり

ます。従つて、今、それがそうじゃなかった場合にどうするかと言われましても、これは単に抽象的なお答えになつて恐縮でございますが、私は、その判決の結果いかんによつて、初めてそこで十分理非が明らかになり、また捜査上あるいは公判の維持上における理非曲直がはっきりするということに考えますから、その際には、その事実によつて十分法務当局として検討を加え、責任を負うべきものについては責任を負わなければなりません。そしてまた、そうじゃないものについてはそれだけの適当な措置を講じ、検察行政全体にわたつての反省という制度上の問題等についても十分考えていかなければならぬ、かように考えておる次第であります。

○猪俣委員 なお、この検事の証拠保管方法であります。これは菅生事件についても、私は竹内さんに再三質問しておる。あれは交番が爆弾をしかけたられた事件です。その前に、お前ところ爆破するぞという脅迫文がきた。その脅迫文なるものが紛失したというのであります。だれが紛失させたか、いまだにその責任が明らかでない。警察庁長官と法務省側とは同じこの委員会で肩を並べて、法務省側は警察にまたその証拠を戻したと言ふ。そうすると警察側はそんなの受け取らぬという答弁をやっておる。戻したについては、何か戻した証拠があるかといふと何も。前の刑事局長の井本氏、今度この事件にも公安部長が何かで関係しておる井本氏は、事件に大した関係ない証拠だと思つたから気にとめなかつたというふうな答弁をして、私は非常に怒つたわけです。交番が爆破せられ

て、その前に爆破するぞという脅迫文がきてゐる。それが爆破事件と関係がないなんて、それはどういふ意味なんですか。とほうもない答弁をやつた。これは一体だれが紛失したんだか、いまだに明らかになっていないし、責任者も責任をとつておらぬ。また鹿地巨事件におきましても、唯一絶対の証拠である鹿地が三橋という電波男にはがきを出したというはがき、これも警部が持つて歩いて落ちて、これと称して、本物が出さない。それだけですよ、物的証拠というのは、それを紛失した。しかも公判が始まっているから検察庁の保管でなければならぬのを、警部が持つて歩いておつて、目黒の駅で新聞を見ようとしてカバンからずり落ちて、どっかへいってしまつたという話です。それがあつたによつて生死に關係するよう重要な証拠をどっかにやつてしまつた。実に危険千万じゃないですか。それがあれば無罪になるようなものを検事が押収していつて、それを紛失した。その脅迫文は、あとからわかつたが、警視庁のスパイである男が書いた。その発覚をおそれかどうか、それをどこかへやつてしまつた。とにかくこの証拠保管といふものに対してはなほだ疑惑がある。今度のこの松川事件についても、この福島の裁判所が判決をしておるよ、何に關係のない一罰検事がこういふ重要な証拠を持ち歩いて、福島地検にも何も連絡しない。全くの隠滅だ。最高裁判所、偶然のことから弁護団では諏訪メモなるものがあることが発覚して、裁判所に強く要求して、最高

裁判所の提出命令となつた。それまで隠しておつた。尋常じゃありませんよ、あなた方何と言つても。こういう重要な証拠書類の保管といふことはどういふことになつておるのか、それを説明していただきたい。

○竹内政府委員 御指摘のように、証拠品の取り扱ひというものは正確を期さなければなりませんことは当然でございます。まして、数百万と申してもいいほど年間事件を受理しておるわけでございます。この中で問題を起こす事例はめつたにないわけでございますけれども、かゝるに一件でありまして、そういう事故が発生したということになりまして、きわめて責任は重大だと感じております。例の菅生事件につきましても、まだ未送致事件については、前の送致になつた既送致事件の、取り調べの便宜上その証拠品を警察から借り出して調書にまで援用したのでございまして、その証拠品を見たということから、その調書によつて明らかでございますけれども、まだ未送致事件でございまして、検事側は返したと言ふし、警察側はそのものは受け取つていないといふようなことに相なつて、今日までその所在がはっきりしない点はまことに申しわけないのでございまして、責任をはっきり明らかにし得ない状況でございますが、その他の事件につきましても、それぞれ適切な行政上の懲戒処分を付してその責任を明らかにしてございまして、しかし、それはできてから後の処分でございます。それではどういふ万全を期しがた

いのでございますので、従来この証拠品の取り扱いにつきましては、各検察庁ごとにおいて、それぞれ保管、受け渡し等の規則をきめて検事正命令でその扱いをしておりましたが、さらに法務省におきましては、そのような事件にかんがみまして、詳細に取扱規程を検討し、さらに全国的に同一のやり方で、相互間の受け渡しに際しても過誤なきを期するために、法務大臣訓令をもちまして証拠品事務規程というものを作り、訓令されて、ただいまでは全国一律どの検察庁に参りましても、その訓令の趣旨に従って、証拠品の受け渡しの正確を期しておるのでございます。それによりまして、証拠品の受け渡しの場合の責任者がはっきりいたしますし、さらにその間に、受け渡し、移動の機会に紛失するとか、あるいは不正な行為をする余地ができないようないろいろこまかい規定を設けておりますので、今後はそういうふうな事故は起るまいというふうに考えておる次第でございます。

○猪俣委員 そうすると、松川事件で起りましたこの大沼新五郎という副検事が、まるで任地が変わっても、その松川事件の証拠を持って歩いたという事は、どういう責任になるのですか。

○竹内政府委員 ただいまの証拠品事務規程によりまして、そのような取り扱いは一切許されないわけでございます。なぞそういうような処置をしたかということにつきましては、十分説明されなければなりません。証拠品事務規程に照らしますと、そのよう

取り扱いは一切許されない建前になっております。

○猪俣委員 福島地裁の判決が出たのが三十六年の七月四日です。その中に、この大沼の問題について「松川事件が第二審に係属して後の諏訪メモは大沼新五郎副検事の独断からする同人の完全な掌握下にあり、被疑者等の支配からは脱落していたと認められるのである。尤もそのような管理方法が異常であって、非難に値することは何人の目から見ても明らかであるが、そのような管理方法を被疑者等が指示し又は右管理方法を諒知していたと認めるに足る証拠は存在しないのである。」と云って、この山本、鈴木、田島らに対する公務員職権濫用等被疑事件に対しては裁判所はこう言っているのです。そのような管理方法が異常であって、非難に値することは何人の目から見ても明らかなのである。ところが、この裁判所で調べたときの、検事正の安西光雄氏も調べられておるわけです。その証言によれば、安西が命じたことになっておる。自分の子飼いの男であって、最も確かな男であるから、大沼もそう言っておる。この安西という人物は弁護士になっておるらしいが、一体こういう者の責任はどうなるのです。

○竹内政府委員 法律上の責任ということになりますと、その当時は各庁の長が証拠品の取り扱いについての規定を定めることになっておりましたので、安西検事正が検事正の立場においてそのような特別な取り扱いをしたという事になりますと、その取り扱いが客観的に不当であるという事になりますれば、そういう命令をしたこと

が批判をされるわけでございますけれども、建前としては検事正にまかされておるといふ事項になっておったように思ふのであります。今日から見ますれば、そういうことは許されないことは先ほど申しした通りであります。

○猪俣委員 検事正は自分の管轄区域内だけで、ほかのところに行つてまでもそんな指揮権はないと思う。こういう不当なことをやっておる。諏訪メモ、こんなものは出しても出さぬでもいいものだと思つたなんていう検事の申し立ては成り立ちませんよ。保管方法が異常なことは論議を要せず明白だと指摘しておる。それに対して、どうも法務省はまだそういうことを弁護するような立場に立っておる。間違ひは間違ひとお認めになつて責任を明らかにしてもらいたいのだ。大沼というのは今どうなつておるんですか、大沼新五郎という副検事は。

○竹内政府委員 この事件発生当時に福島にいたわけでありまして、その後盛岡に転任し、さらに釜石支部にも勤務したようでございます。現在どこに勤務しておられますか、ちょっと調べさせていただきます。

○猪俣委員 今警察庁も出ておられるから一点申し上げますが、警察官が証人として法廷に出た偽証をやつておる。これは門田判決に詳しく指摘しております。うそを言つておる。その最たるものは、本件の捜査のときの中心人物であった玉川という警部だか警部補、この男は今やめておりますけれど、偽証しているのです。判決を警察庁は御研究になりましたか。偽証した

ことを指摘されている、そのことをどう考えますか。私は詳しくこれを調べたい。

○三輪政府委員 担当の者が今検討中でございますが、私はまだ十分詳細を読んでございません。

○猪俣委員 警察官が証人として出て偽証していることは、判決に指摘されているのだが、研究してないのであるか。

○三輪政府委員 まだ十分私としては研究いたしておりません。資料を持ち合わせてございませんで、調べまして、機会を見てもお答えいたします。

○猪俣委員 だれが研究しているのですか、この門田判決を。

○三輪政府委員 それならば、判決にこのごとく偽証していると言われる。公判廷の偽証は犯罪です。警察官がそういうふうな判決に書かれておるのです。これに対して知らぬ顔をしているという話はないと思う。調査してどういふふうになつたか。今玉川という人はやめておるようですが、それでやめたのかどうかわかりませんが、調査をしてみたいのだ。私はあらかじめ質問の中にそれを入れておつたと思うのだが、あなた方は何にも調べないで来てしまった。偽証していると判決に書いてある。それを警察が知らぬ顔をしていられるのはおかしい。至急研究して、どういふふうになつておるか、明らかにして下さい。

私はまだたくさんありますが、またにして、これでやめます。

○林委員長代理 田中織之進君。

○田中(織)委員 公安調査庁の長官が見えておりますから、長官は最近かわられておりますので、最初に公安調査庁全体のことに付いて新長官のお考えを伺つておきたいと思つてます。

○猪俣委員 破防法との関連で設置されました公安調査庁が、近年機構が拡充強化され、ことに私ども非常に問題になると思ふ調査に対する協力費等の名目によるところのいわゆる機密費というふうなものも、年々われわれの反対にもかかわらず増額をされておると思つてあります。しかしながら、公安調査庁設置の一番重要な基本法であります破壊活動防止法の関係を見ますと、当時左翼団体のいわゆる暴力革命というふうな事によつて政府を転覆するといふようなこと、もつと端的にいへば、共産主義活動といふものを在来の日本の軍国主義時代の考え方のままに、反国家的な思想であるとかそういうふうな関係で、これを取り締まる目的のために、これもわれわれの反対を押し切つて制定したのであります。皮肉なことに、過般の川南何がしなどを含むいわゆる右翼のクーデター未遂事件が、最初の破壊活動防止法を適用した事犯だということ、一応起訴されている。これも公判の結果どういふことになるかわからぬと思うのですが、左翼の、特に共産党を取り締まる目的でこしらえた破壊活動防止法が、たまたま右翼になるところの政府転覆計画だとか、あるいは現内閣の主要閣僚の暗殺計画だとかいふような、少なくとも今明らかになつておるところでは、ま

るきり茶番劇のような事柄に初めて適用しなければならぬというふうなことも、ちょっと皮肉な現象だと

思ふのであります。

○猪俣委員 公安調査庁の長官が

見えておりますから、長官は最近かわられておりますので、最初に公安調査庁全体のことに付いて新長官のお考えを伺つておきたいと思つてます。

○猪俣委員 破防法との関連で設置されました公安調査庁が、近年機構が拡充強化され、ことに私ども非常に問題になると思ふ調査に対する協力費等の名目によるところのいわゆる機密費というふうなものも、年々われわれの反対にもかかわらず増額をされておると思つてあります。しかしながら、公安調査庁設置の一番重要な基本法であります破壊活動防止法の関係を見ますと、当時左翼団体のいわゆる暴力革命というふうな事によつて政府を転覆するといふようなこと、もつと端的にいへば、共産主義活動といふものを在来の日本の軍国主義時代の考え方のままに、反国家的な思想であるとかそういうふうな関係で、これを取り締まる目的のために、これもわれわれの反対を押し切つて制定したのであります。皮肉なことに、過般の川南何がしなどを含むいわゆる右翼のクーデター未遂事件が、最初の破壊活動防止法を適用した事犯だということ、一応起訴されている。これも公判の結果どういふことになるかわからぬと思うのですが、左翼の、特に共産党を取り締まる目的でこしらえた破壊活動防止法が、たまたま右翼になるところの政府転覆計画だとか、あるいは現内閣の主要閣僚の暗殺計画だとかいふような、少なくとも今明らかになつておるところでは、ま

るきり茶番劇のような事柄に初めて適用しなければならぬというふうなことも、ちょっと皮肉な現象だと

思ふのであります。

○猪俣委員 公安調査庁の長官が

見えておりますから、長官は最近かわられておりますので、最初に公安調査庁全体のことに付いて新長官のお考えを伺つておきたいと思つてます。

○猪俣委員 破防法との関連で設置されました公安調査庁が、近年機構が拡充強化され、ことに私ども非常に問題になると思ふ調査に対する協力費等の名目によるところのいわゆる機密費というふうなものも、年々われわれの反対にもかかわらず増額をされておると思つてあります。しかしながら、公安調査庁設置の一番重要な基本法であります破壊活動防止法の関係を見ますと、当時左翼団体のいわゆる暴力革命というふうな事によつて政府を転覆するといふようなこと、もつと端的にいへば、共産主義活動といふものを在来の日本の軍国主義時代の考え方のままに、反国家的な思想であるとかそういうふうな関係で、これを取り締まる目的のために、これもわれわれの反対を押し切つて制定したのであります。皮肉なことに、過般の川南何がしなどを含むいわゆる右翼のクーデター未遂事件が、最初の破壊活動防止法を適用した事犯だということ、一応起訴されている。これも公判の結果どういふことになるかわからぬと思うのですが、左翼の、特に共産党を取り締まる目的でこしらえた破壊活動防止法が、たまたま右翼になるところの政府転覆計画だとか、あるいは現内閣の主要閣僚の暗殺計画だとかいふような、少なくとも今明らかになつておるところでは、ま

るきり茶番劇のような事柄に初めて適用しなければならぬというふうなことも、ちょっと皮肉な現象だと

思ふのであります。

○猪俣委員 公安調査庁の長官が

見えておりますから、長官は最近かわられておりますので、最初に公安調査庁全体のことに付いて新長官のお考えを伺つておきたいと思つてます。

○猪俣委員 破防法との関連で設置されました公安調査庁が、近年機構が拡充強化され、ことに私ども非常に問題になると思ふ調査に対する協力費等の名目によるところのいわゆる機密費というふうなものも、年々われわれの反対にもかかわらず増額をされておると思つてあります。しかしながら、公安調査庁設置の一番重要な基本法であります破壊活動防止法の関係を見ますと、当時左翼団体のいわゆる暴力革命というふうな事によつて政府を転覆するといふようなこと、もつと端的にいへば、共産主義活動といふものを在来の日本の軍国主義時代の考え方のままに、反国家的な思想であるとかそういうふうな関係で、これを取り締まる目的のために、これもわれわれの反対を押し切つて制定したのであります。皮肉なことに、過般の川南何がしなどを含むいわゆる右翼のクーデター未遂事件が、最初の破壊活動防止法を適用した事犯だということ、一応起訴されている。これも公判の結果どういふことになるかわからぬと思うのですが、左翼の、特に共産党を取り締まる目的でこしらえた破壊活動防止法が、たまたま右翼になるところの政府転覆計画だとか、あるいは現内閣の主要閣僚の暗殺計画だとかいふような、少なくとも今明らかになつておるところでは、ま

るきり茶番劇のような事柄に初めて適用しなければならぬというふうなことも、ちょっと皮肉な現象だと

思うのです。私はあえて皮肉を申し上げておるわけじゃないが、客観的に言つてそういうことになっておると思う。公安調査庁ができたときからの藤井長官がやめられまして、齋藤さんでありましたが、新長官に就任されたようでありまして、私、本日これから伺いたいところの、公安調査庁の活動に伴うところの、人権侵害という問題、かつての特高警察の復活のような問題、国民の民主主義活動に対する不当な干渉あるいは不愉快な印象を与えるというふうな事態が、公安調査庁の機能が強化せられてくるにつれてますます顕出しているような感じを実は深くいたすのであります。長官としてこの重要な、その意味において民主主義を伸張させるということはいささか矛盾するようなデリケートな機能を持つところの公安調査庁の長官に就任せられたについては、何らかやほりこれらの調査庁が設置されて以来の実情というふうなものも検討されてお引き受けになったことだと思ふのであります。今後公安調査庁を統括し、運営されていく上について、基本的にどういう考え方で対処せられようとするのか、その考えをまず伺いたいと思ふのであります。

に破壊活動を防止する。そのための調査権は、二十七条にもございますように、全く任意の調査によってやる。しかもそのことは基本的な人権に影響するところがあるから、さようなことのないように十分注意して、かつ必要最小限度の調査にとどめるべきである。かような規定がございます。さような方向で進んで参りたい、かように考えております。また人員及び調査活動費の問題につきましては、公安調査庁の側から申し上げますと、開設以来あまり増加いたしておりませんで、最近の共産党の党勢の拡張とか、またそれに対応しまして右翼の活動が相当活発になってくる、こういうところを調査するために、必要最小限度の増員なり増額を今国会にお願いしておるような次第だと存じております。

○田中(總)委員 公安調査庁設置法及び破壊活動防止法等に基づいて、調査庁の活動も方向が考えられていることは私も承知いたしておるのであります。ただ、たまたま予算、人員の関係で、共産党の党勢拡張が行なわれておるのであるけれども、それに対応するような公安調査庁の予算、人員の増加というふうなことにについては、調査庁側の期待に沿うような充実は行なわれていないというのを御答弁になつたのですが、私は、あげ足をとるわけではないのであります。公安調査庁がその意味において共産党の活動を調査対象にしているというところは、それは破壊活動防止法なり、あるいは公安調査庁設置法などから出てくるのですか。そのこと自体が、公安調査庁というものが一つの間違つた方向に——われわれが最初これが設置されるときに十分国会でも議論し、その後機会あるごとに言つておることを、あなた方がまた、新長官が就任された早々ではありますけれども考えられております。公安調査庁自体としての活動については、共産党の活動というものは、それ自体としては直接調査の対象になるという明文の根拠はないものだと私は思うのです。その点は、今の長官の御答弁では私理解できないのであります。その点は、どういふようにお考えでありませうか。

○齋藤(三)政府委員 私の言葉が足らなかつたために誤解を与えたかも知れませんが、公安調査庁は、これまで国会でも申し上げております通りに、左翼の五団体及び右翼の五団体を対象として調査をいたしております。また、日本共産党を調査対象の団体としておることにつきましては、これまで国会でも申し上げておるところでございます。昭和二十六年、七年のころの各地に起こりました破壊活動、これと日本共産党が深い関係があるものではないかというふうな疑いを持っておりまして、また、さようなことが、将来その意思が継続される、あるいは反復されるおそれがあるかないか、全然ないとは言えない。かような関係で十団体の一つとして調査をいたしておる次第でございます。

○田中(總)委員 その点が問題なんです。左翼の五団体というものは、それでは具体的にどこをさすのですか。また、そういうふうなことは公安調査庁設置法なり破壊活動防止法の関係から見て、左翼の五団体が公安調査庁の調査対象だということをあなた方は答弁のできる法律の明文の根拠がどこにあるか、お示しを願いたい。

○齋藤(三)政府委員 右翼の団体といつたしましては護国団、大日本愛国党、治安確立同志会、日本青年連盟、全アジア反共青年連盟、それから左翼の団体といつたしましては、日本共産党、在日朝鮮人総連合、それから全学連、社学同、共同と言われておる学生の三団体でございます。

○田中(總)委員 重ねて伺いますが、それらの左翼団体、右翼団体もそうでありませうけれども、それは五団体あるありますけれども、それを調査対象にするというのをどこでおきめになつたのか、それは法律上のどの条項に基づいてそういう調査対象におきめになつたのか、その点についてのお答えをいただきたい。

○齋藤(三)政府委員 これは調査権から自然に発生する問題ではないか、私はかように思ひまして、格別他の機関の決定を待つておるということにはなつていないと思つております。それはやはり公安調査庁がいろいろ調査と申しますか、調査の予備的な段階でいろいろな事象を検討いたしましたして、調査を向けるべきかどうかということを決する、法務大臣の御指揮のもとで決定する、かように存じております。

○田中(總)委員 長官は就任早々です。公安調査委員会というふうなものについて十分研究されていないのではないかと申すのです。特に破壊活動防止法の問題に関連をいたしましてこれを適用する、あるいはそういう活動の場合に、具体的な問題が起こつた場合に、何がゆえに公安審査委員会というものを法律に基づいて設置したか、こういう点をお考えになられましたならば、公安調査庁設置法によって与えられておる調査権に基づいて公安調査庁が法務大臣の指揮のもとにさういふことがきめられるのだという考え方が、私は、あなたたちが調査庁設置法というものに忠実でない証拠だと思ふのです。その点について重ねて御見解を伺います。

○齋藤(三)政府委員 なるほど私、できるだけ勉強したつもりでございます。その点は御了承願いたいと存じますが、ただ御指摘のうちの、公安審査委員会があるからそれとの関連で決定すべきではないかというふうな御意見であつたかと存じますが、私どもはさういふことは存じておりませんで、公安審査委員会は、いわば裁判所的な中立な機関であります。その意向を受けて調査をする、また請求するということでは私は意味がないのではないかと、これはあくまでも公安調査庁長官が法務大臣の御指揮のもとで、監督のもとでさういふ調査を進めていくのが本筋ではないか、かように存じております。

○田中(總)委員 私は、直接的な問題について伺うのが本日の目的でありませうから、その点について多く議論をしようという考えは持つておりませんが、けれども、特に破壊活動防止法による団体として指定するといふ重要な事項について、公安審査委員会なるものを法律に基づいて設置した趣旨も、調査庁の活動についてやはり大きなブレーキをかけなければ、これは憲法で保障されている民主主義、人権という

ものに対する障害になる、あるいは憲法で保障された結社その他の自由に対する大きな制約になるという考え方のことなんです。私は、調査庁長官が従来踏襲してきておる——調査庁も設置されて十年になるわけでありまして、その間における一つの既成事実の上で立って、まるきり昔の特高警察のような形のをやられるということについては、根本的に考え直していただわなければいけません。その具体的問題として、私は一つ二つの事実を指摘して当局の見解を伺いたいと思うのであります。

そこで私は本日お伺いをいたしたいと思ひますのは、中国からの帰郷者に対して、いわば、端的な言葉で言えば調査庁の手先になってスパイとして活動することを強要した昭島市に起こりました事件については、私、一日長官あての抗議書を、日中友好協会の第十二回大会の決議を持って伺ったのであります。実は長官なり次長に面接をいたしたいということを受付を通したのであります。非礼にもそういう関係の人が出て参りませんが、私と御婦人三人と参ったのであります。約二十分近く玄関わきの応接間にほり込んでおくと、あまりにも非礼な取り扱いだということ、そのときにもまたまた他の面会人が来られて、それと私と間違えて入って参りました。関東調査局の総務課長とかいのが廊下を通っていたので、一体われわれをここへ案内したまま、長官がおるのか、もし長官がいなければ関次長でいいからということ、面会を申し込んでおるのに対して、一言の連絡もなしに玄関わきの応接間にとじこめておくよ

うな非礼な態度は何かということ、私が詰問をしたら、ようやく第二部長とかいのが出てきたのであります。長官に伺いますけれども、私が出したあなたあての抗議書はあなたはいつ受け取られて、それをどういうように検討された、この事態についてあなたはどうお考えになっておるかということ、長官からお答えを願いたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 一昨日、二十三日午後、田中先生以下御婦人がお見えになりました。ちょうど私も外出をいたしておりました。当面の直接の責任者と申しますか、関係者でございませぬ担当の公安調査局の第二部長が御目にかかったのでございませぬが、手違いのために大へん御不快を与えた点は恐縮に存じております。今後は十分注意をいたします。

その抗議書は直ちに私に手交されまして、拜見をいたしました。事情を調査いたしました。私どもの調査の結果の概要を申し上げますか。

○田中(總)委員 ええ、お伺いいたしたいと思ひます。

○齋藤(三)政府委員 それでは申し上げます。

本年の一月、中共に長くおられた馬田貞子さんという方が引き揚げになられたこと、足立区にありますが都の引揚者の寮にお入りになっておられるということ、いろいろとお知らせというふうなことをお聞きしたいというふうなことから、関東公安調査局の坂井という調査官がその大谷田荘に馬田さんを訪問いたしました。二時間ほどお目にかかっております。その際、坂井調査官は法務省の者であるということをお

し、身分、氏名を明らかにいたして、そしてお話を承りたいというふうな申ししたところ、快く御承諾下さいました。いろいろのお話もあって、それでその次の面会する機会をお約束いたしました。第二回は三月の十四日に、これも二、三時間ほど、その大谷田荘に、これは坂井調査官と川俣調査官が二人で、あらかじめ電話で御都合を伺い、御了承のもとでお目にかかっております。第三回は、これも電話であらかじめ連絡をいたしまして、四月三日の午後、昭島市に——これはお引越したになったようでありませぬが、昭島市の東中神駅でお目にかかりまして、ちょうど食事時分でございますので、駅前に軽食堂といひますか、簡単な食堂がありました。そこで、その「夕立」といひますか、天どんを食べながらいろいろお話を伺ったということでございます。

それで第四回目に、四月の十日に御連絡の上伺ったところが、中学の方に子供の入学の手続が何かあるの、そのちうの方にいかなければならぬということ、馬田さんの誘導のもとに駅前から百五十メートルほど歩いて行ったところ、突然うしろの方から六、七名の方が呼びとめられ、いろいろと難詰をお受け、同時に前面に二台車がとまっております。そこからも十名ほどの人が見えまして、そうして取り囲まれていろいろと詰問された。一時間ほどいろいろさような状況にあって、結局昭島警察署に行つてそこから帰つてきた。こういうことがあったのでございませぬ。

○田中(總)委員 関次長も齋藤長官も外出しておられて会われないということ、残念ながら聞くことができなかった。そこで私は、当面の責任者だということ、背の小さい男でありませぬけれども、きわめて傲岸不屈な態度で出て参りまして、元の憲兵隊司令部というところに公安調査庁というところが入つておるといふことも、私はあなたたちの活動のためにもマイナスになると思ひます。この点は、法務大臣もおられるから、もう少し明るい建物にかわるように考えた方がいいんじゃないかと思ひます。まるきり何と云うか、犯罪者か何かを受け付けるような形で不愉快千万ですよ。あなたが長官になられた機会に、とにかくそれは僕が改めるべきだと思ひます。

それから、私どもが抗議を申し入れたことについて、下部から聞かれたことをそのままお答えになったのであります。私どもが調べたことは事実が違ひます。その第一の問題は、一番最初にしたずねて行ったときに、一月八日だそうでありませぬが、法務省の者であるということをお身に明らかにして協力をお求めた、こういうことでありませぬけれども、身分を明らかにしたの、長官が今お答えになりました四月十日、昭島警察の福島派出所で、日中友好協会の関係の諸君などが、あまりしつこく馬田貞子さんという女性に公安調査局の者だと称する人間がつきまとう。ちうちうち身分証明というふうなものをおつかせはおつたけれども、明らかにしないので、何かためにすることをやるのではないかと、このことで警察へ同行したのであります。そこでなかなかはっきりと名前等も——これはあとで調べたのであります。小金沢という調査官だそうであ

りませぬけれども、名前も告げなかつた。ようやく警察官が取り調べた結果、関東調査局の小金沢であるということがそこで判明したのであります。が、それは言っていない。

私はここで、一月八日には確かに足立区の引揚者寮の大谷田荘というのへ落ちついた直後に、横浜入管事務所の係官の松尾という人間がたずねて行つておられるので、従つて、これは法務大臣も幸いおられるわけなんです。きょうは入管の諸君を私は来てもらつていないのでありますけれども、おそらく横浜に上陸をしたという関係がございませぬかと思ひます。が、入管管理事務所と公安係というふうなものがある、やはりこういう共産圏からの引揚者だとか旅行者だとかいふことになれば、入管からこういう思想調査のようなあるいは事情聴取——あなたたちの立場でいへば調査に協力を求めるということなんです。それをやられておるといふのが実態なんです。私は、そういうことになれば出入国管理令というものに基づいてやっておる行動としては理解できないし、たまたま長官はそれは坂井何がしなるといふ調査官が行つたのだということ、ありますが、本人の馬田貞子さんから私どもが事情を聴取したのには、横浜入管事務所の係官の松尾という者だということ、本人に会いに行つておられるので、その点はどうなんでしょうか。

○齋藤(三)政府委員 一月八日に横浜入管管理事務所の松尾という人が行つたかどうかというところは初めて伺ひまして、私どもは、公安調査庁の者が伺つた最初は二月の二十六日に坂井調査官が行つたのが初めてございませぬ。

て、そのときに破防法にも書いてあるように、調査の相手方から要求されたときには証票を示すということになっておりますが、その証票を示して身分氏名を明らかにした。こういうような報告を受けております。

○田中(總)委員 それでは法務大臣に伺いますが、入国管理事務所というのは、共産圏からの帰国者というような者については、そういう事情調査のために活動するということでは現在行なっているのですかどうですか。私どもが聞いたところでは、大谷田荘に落ちついたところ、早くもその直後に、横浜入管事務所の公安係官の松尾と名乗る男が訪れ、中野区内の木村屋食料店という親類に就職を紹介する、一緒に帰国した三世帯のために家も借りてやるし、子供の学費も、食費も全部見た上で一万円出すと持ちかけて、馬田さんがあまりうまい話なのでかえって怪しんで断わったところ、その松尾は、なおシンガポール帰りの二世に中国語を教えてやってくれ、金は幾らでも出す、こういうことで、第一回もどうも公安調査庁の人間がそういう形です。持ってきたのではないかと疑いを持ってきたのであります。たずねてきたという事実があるものであります。そういう点は入管にそういうことをやらしているのかどうか。今長官は、公安調査庁の坂井何が行ったのは二月二十六日で、その前のことは公安調査庁としては知らない。こういうことなんです。その点は一体どこの者が行ったのですか。

○植木国務大臣 実は、ただいま田中委員の御質問になりました松尾某の行動につきましては、何ら報告を受けて

おりませんので、追って適当な機会に取り調べの上で明らかに答え申し上げます。入管事務所が海外から帰ってきた人、あるいは入ってきた人たちについて、そうした調べができるかどうかについては、これは協力の意味においては、もちろん官庁間の協力ということで、公安調査庁から依頼があり、包括的にできる場合に、できるだけ出入国の際に気づいたところ、あるいは聞き知ったところを連絡してもらいたいというような意味のことは、これは当然だと思えます。しかし、法規上の問題として、入管事務所がそうした調査ができるのかどうかは、実は私、まだ残念ながら不敏にしてよく研究しておりませんので、その点はなほお答え申し上げにくいのであります。いずれ、これまた研究の上で、もし行き過ぎがあるならば十分注意をして参りたい、かように考えます。

○田中(總)委員 私は、入国管理事務所はそういうことをやる組織だとは実は考えない。たとえ役所間の連絡の問題にしても、これももちろん不法入国であるとか、密入国であるとかいうようなケースであれば、それはおのずから別問題ですけれども、成規の手続をもって出てきている者、かりに共産圏から帰った人間だとして、入管がたまたま職務上知り得たことを、幾ら役所だからといって、公安調査局へ連絡するということは、これは入管事務所の権限を越えていることであって、私は断じてやらせるべきではないと思つて、その意味で、この一月八日に松尾なる公安係員という者がたずねた——密入国等の取り締まりをやっているところ

でありますから、公安関係の者がおられることは私もおわかり申すけれども、だからといって適法な形で帰って参りました人たちに、入国管理事務所から始まってつきまとうというようなこと、これは明らかに日本国民に対する人権侵害だと思つて、これはやめてもらわなければならぬと思つております。そこで二月二十六日に坂井七郎なる人がたずねて、地図などを持ち出して中国事情を聞かれたということは私も聞いております。そのときは馬田さんは知っている限りのことはお話しになったのだらうと思つておりますが、こえて三月十四日に参りましたのは、実はこれははっきり場所は言わないのです。名刺ももちろん置かないし、あとの段階になりました。ちらちら身分証明のようなものを見せているけれども、ただ電話番号を言っている。この電話に何か連絡しろ、こういうような形でやっておるので、おととい二部長なる男に会いましたときに、こそこそやらずに堂々とやったらどうか、おかげさまで量見を捨ててやたらどうかという忠告はしておいたのですが、これも私はやり方がいけないと思つて、三月十日四日に川俣なる男と来られ、そのときに就職のお話が出たのでありますけれども、私は別にお世話していただくことも自分で仕事を探すと、こういうこと、このときにはきっぱりお断わりになっていると馬田さんは私にも話をしているのです。

梅嶽の東中神前前の料理屋「夕立」に案内をして、こういうことを言っているのです。馬田さんに、友好協会の常任理事で組織部長をやっている三好君、あるいは日中貿易促進会の鈴木一雄君という人々にあなたが一つ頼み込んで、どこかの貿易商社に入つて、中国の事情であるとか、日中貿易の内容というふうなものを一つ調べてくれないかということ、調査の協力について、実は具体的な相談を持ちかけておるので、そうするならば、月に大体四万円程度のものを確保してやるからということ、子供二人をかかえて、中国人の御主人と生き別れて引き揚げてきて、現在生活保護法の適用を受けておる女性に対して、経済的な、物質的なものを振りかざして協力を求めるというふうな態度は、それは調査官として協力を求めたい、ことに馬田さんが中国のある地方の人民委員会の、いわゆる県庁に勤めておったという点から、やはり相事情を知っておるのではないかということ、マークして執拗に追っかけていたという点はわからないではないのでありますけれども、そういう話をもちかけておるのは、これはどうしたって、協力を求めるという点から見て、明らかに金銭をもつて、端的に言えばスパイをやれということになるのです。この点は調査庁の活動として、私どもはやはり認めるわけには参らないのであります。この点について長官はどういうふうにお考えになりますか。

○齋藤(三)政府委員 ただいま四万円云々というお話もございましたが、私どもが報告を受けたところでは、馬田

さんから、三好さんをお願いしてあるのだが、なかなか就職がきまらない。神戸に行きたい、神戸に行つたならば一万円ぐらいの収入があるだろう。それで子供を保育所か何かの施設に入れて、そうしてそこに勤めてやっていきたい。こういうふうなお話があったときに、参りました坂井調査官と小金沢調査官が、保育所といってもすぐにははいれないでしようし、こちらの方で何か貿易商社にでもお勤めになれば、二万円ぐらいの収入はおありになるんじゃないですかということを助言的に申し上げた。こういうふうな報告を受けております。

○田中(總)委員 その点は、後ほども伺いますけれども、私が参ります前に、今月の十三日の正午に、共産党の中央統制監査委員の沼田秀郷君、川村千秋都會議員、それから弁護士の松本善明君等が、この問題で実は関東公安調査局へ抗議に行つておるので、そのときの応待と、昨日私が行つたときの応待とは、大きく食い違つたわけなんです。そういう点から見て、一昨日私が行つたから長官が事情を聞かれておるのでなければ、それは沼田さんが私どもに言っている。そのときには共産党の関係の諸君に、端的に申し上げると、三ツ木と小金沢のやつたことは局の命令でやったことではない、これは個人的な問題だ、こう言うて逃げていくのです。それからそのときに、三ツ木課長も来ているので課長に会わせるといふことで、これは四月十日のことでありまして、立川まで来ていたんだというところで馬田さんを引っぱり出しておるので、課長が立川へ行ったのか

○林委員長代理 渡原、牧野委員長

どうかということに二課長に聞いたところ、立川にはいなかったのだ、中国の実情を聞くのは、調査官個人が自分の知識を高めるためにやったのだらう。こういうふうに共産党関係の諸君には答えられておるといことが、これは十五日付の共産党の機関紙のアカハタに載っている。ところが一昨日私が行く、頭から二部長なる男が、非礼にも僕に名刺も出さずして、村上さんという一緒にいった御婦人が名刺を出して、こちらも名刺を出しているのだから、あなたは身分を明らかにする意味で名刺を出すことくらいは礼儀じゃないかと言われて、だれかの名刺に自分の名前を書いておりましたが、この二部長なる男は、小金沢及び坂井などがやったその意味において、私どもはこれは少なくとも調査に協力を求めるにしても行き過ぎである、ことに相手は女性である——そういうことに対して、それをやるのは正当な行為だということを書いて切ったのです。それだから、調査に協力を求めるということはあなたたちの仕事ではあるかも知れぬけれども、やはり行き過ぎということでは場合によってあり得るのではないか。現にこういう点はどうか。夕立というのには、軽食堂だということを長官わざわざ断わられたけれども、夕立という名称から見て、またそういうことについて隠密のうちに、いわばスパイを引き受けてくれるという話を大衆食堂でやるばかりではない。これは明らかに小料理屋が何かで、そういうところへ三十三才の年齢の女性を調査局の者が案内するということ自体、通例の役所の人間がやる行為としてはあまりにも常識

をはずれた行為だと思ふのです。だからそういう点については、やはり馬田さんの、二月二十六日に地図を示されて事情を聞かれた点については、何の気はなくお話をされたと思うのであります。三月十四日、四月三日と、執拗に就職あるいは金銭的な利益をもつて調査局の手先になることを求めるから、馬田さんがこれを拒否しておられるのであります。私どもはその意味で——四月五日に重ねて電話で連絡をして、小金沢係長などが呼び出そうとしたものでありますから、馬田さんが友好協会の本部に連絡をとって、あまりしつこくつきまとうので一つ追っ払ってほしいというところで、たまたまその中には昭島市の市会議員の大竹猛という、これは共産党関係の方だそうでありますが、参って、福島の派出所におもむいてその小金沢なる男を同行した。ところが、初めは小金沢は自分の身分をあかさず、スパイ強要の事実はないと聞き直った。事実をあげて追及していくと、中国の事情を聞くことと、三ツ木秋太郎課長と二人で立川まで来て、課長は立川駅前のレストランで馬田さんを待っているのだということをやよく認めた。ところが、その身分については、初めは小林正、四十六才ということを書いたものであります。昭島署の福島巡査派出所の鈴木巡査が取り調べたところ、横浜市神奈川区白幡町、小金沢徳衛、大正二年二月十五日生、関東公安調査局二課職員だということを書き添えて初めて聞かされた。これは私どもは馬田さんから聞いておるし、また馬田さんの言ったことが私はその通りの事実であると思

う。こういうような事実を掲げて共産党関係の諸君が十三日に公安調査局に行ったときには、あたかもその事実を、それは調査官の個人的な活動のよくなことを言っておられるが、私がおるとい行けば、やったのが何が悪い、あたりまえのことじゃないか。こういう開き直り方という点から見ると、調査局長が今お答えになったのは、私らが抗議を申し出たことについて下から聞いた事実をそのまま述べられておると思うが、これは実際に調査官がやった行為の実体を上司に報告したものでないと思ふのです。この点については、あなたは立ち入ってお調べになったことがあるのか、あるいはこれからでもそれを調べられようとするのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○齋藤(三)政府委員 ただいまいろいろお話がございます。初めに四月十三日に共産党の方が来られた際には、個人的な用事として行ったのだということを書いておきながら、一昨日おいでになったのは、これは公務執行として行ったのだと申したことは、事実その通りであります。これはおそろしく四月十日に上り上げた際に苦しませられたに言つて、それがあとを引いてかようなことになったのではないかと私には想像いたしておりますが、いろいろ御意見もあり、お話もございましたので、十分調査はいたしたい、かように存じております。また、調査活動はフェア・プレイでいった方がいいじゃないか、そういうことができませんならば、まことにけつこうなことで、そうすべきだと存じます。事案によりましては、なかなかさきようにも参らないこともあるのではないかと。それにしても御指摘のように女性の方に対していろいろとお話を願う際には、十分注意しなければならぬということはその通り存じております。十分注意いたしたいと存じます。

ただ、本件におきまして、御指摘のございました四月三日に昭島市の駅前「夕立」というところに参った。これはそんな秘密なことを話をするんだから、小料理屋じゃないか、ただお前は部下からの報告をうのみにしてはいるんじゃないかという御指摘でございますが、私は写真を見たのでございまして、表の入口にはのれんがかけてあって、おでん、お酒などという字が書いてございまして。内容、中の模様を聞きますと、土間で、片っ方がカウンターで、片っ方に片っ方が一つくらいあるというところだそうでございます。まして、さような点から私は軽食堂というのを申し上げた次第でございます。いむゆる奥まった料亭というものはよほど違った種類の食堂というふうな存じております。

○田中(總)委員 軽食堂であるという点をこだわっておられるのでありますけれども、食事とききであつたから話を聞くとということについてそういうところへ誘った。通例のことならそれは理解できないではないのでありますけれども、その前二回にわたってお断わりをしておるのでありますから、その意味でやはりそういうところへ、女の立場から言えば連れ込まれた、あなたたちになるのだらうと思ふのですけれども、これは、何も知らない第三者が聞けば、そういう女の人をそういうところへ案内するということ自体私は非礼なことだと思ふ。しかもそういうところで話をしよう——一昨日参りましたときにも、たまたま中国から帰られて、やはり母子家庭の村上さんという方が見られたのであります。その方の近所へも最近公安調査局から村上さんの動静についていろいろ聞きに回すそうです。昔の特高の聞き込みと同じような形で、妙齢の娘さんがおられるので、何かお母さんが悪いことでもしているの、警察が何かにつきまといわれているように見える。娘の縁談に差しつかえがありますから、もしたずねてこられるのなら私のところに堂々と来て下さいということをお察し言われておりましたから、その女性も言われておられたのであります。そういう案内におられるし、そういうところでやはりなにするべきなので、執拗に外へ呼び出して、しかも大事なことに付いて頼まれるものですから、そこでこれは尋常なことではそういう協力を求めることを退けるわけにはいかないと。今になってみれば、おとといもそうです。二十名からの人間が集まってつるし上げみたいにしたのはけしからぬというのです。だが、それがその種をまいたかということ。しかも警察では小林何がしたということ、警察官の取り調べに對しても最初は偽名で通せうとしたいじゃないですか。その点はちやうど幸い警察の三輪警備局長もお見えになっておるのであります。昭島警察でのこの件についての取り調べの



状況がどういふ状況であったのか、この点を伺いたいと思ひます。公安調査庁としてもそういう意味で、これはあなたの方の役所だけの問題ではなくて、片一方は所管の違う警察庁の關係で、その小金沢君が、あなたの方からいへば大ぜいの者に取り囲まれて交番へ連れて行かれてつるし上げを受けたのだということになるかもしれないが、問題は第三者の立場から見れば、警察が介在しているのですから、警察について事情を聞かれて、そのことの真相をあなたが答えになるのが私はほんとうの筋だと思ふ。きょうは便宜警察庁の三輪局長においでいただいたておりまして、三輪局長から昭島の件についてお調べになった事情を簡略に御説明願ひたい。

○三輪政府委員 福島巡査派出所まで見えました点については、先ほどお話があったようにございます。福島巡査派出所に参りまして、調査官の方は、大ぜいの人に取り囲まれてばりばんぼうを受けたというふうなお話でありまして、それから大ぜいの人の方の言い分では、この者が婦人になるさくつきまとしておるから連れてきた、ちやうどその申告を受けました派出所に、交通事故処理のために小杉という巡査部長が来ておりました、両方からこういふことを言っておるという事情を報告をいたしましたところ、それでは署の方で詳しく事情を聞こうということで、本署から刑事防犯課長がジープで派出所に到着いたしました。そうして當事者と代表二名、これはお言葉にありました昭島市会の大竹議員、それから田島という方の方でございますが、この四人の方を本署に同行しまして、小金沢、馬田両氏から事情を伺つておるのでございます。当初別な偽名を述べたというお言葉でございましたが、私どもの方に入つておられますのは、調書などを見ましても小金沢というところで出ておられますので、さきにどういふ偽名を使つたかということ、私は承知をいたしておらないのでございませう。調べました事情は、両方を別々に調べておりました、お互いの主張に違ひはございませんけれども、大体の事情は、先ほど公安調査庁のお答えがございませうな事情であつたらうかと思ふのでございませう。まだこまかい点は後ほど……

○田中總委員 長官もお開きの通り、最後はやはり昭島警察署の刑事防犯課長がジープで現場にかけつけるといふような形で、やはり警察で取捨をしておる問題なんです。その意味で長官も認められたのでありますけれども、十三日に共産党の諸君が行つたときには、すでにそういう結末をつけているという事は、あなたたちの関係公安調査局の首脳部としても報告を受けておるはずなんです。ところが、特に共産党關係の諸君が、弁護士もついで行つたときのことについては、それは個人的にやつたのだといふことと出ている。個人的にやつたのだといふことになれば、私は警察の方にも同様なければならぬのですけれども、個人としてやることの限界を越えていると私は思ふ。限界を越えて明らかに人権を侵害しておる。その立場から警察は、人権侵害の問題としてこの小金沢君を取り調べて責任を追及しなければならぬ義務が残されておると

思ふのです。ところが、共産党から抗議を受けたあとではあつたでありまして、まあ下を飛ばす気持はわかりませんが、先ほどの猪俣君の質問に法務大臣や竹内刑事局長が檢察官を飛ばしたような発言をされている気持も共通すると思ふから、それはわかりませうけれども、こう然として、当然のことをやっているのにそれが何が悪いんだ、こういう聞き直り方は、私は理解できないのです。そこで警察庁の三輪局長にも一つ伺ひますが、昭島警察で取り調べの過程において、馬田さんからの調書についてはだれがお調べになつたか知りませんけれども、問題は、小金沢さんと、坂井さんとの個人的な交際だつた。馬田さんが、あべこべに二人を誘感したか、誘惑に乘らなかつたので、あべこべにスパイを押しつけてきたんだ、こういうことを警察官が調書に書いておる。これに印をつけようから、それは話が違つていふか、私が申し上げておる点はわざと落として、まるきりあべこべに女の方から公安調査局の人間に誘惑をしかけて、色じかけでひっかけようとして、それが目的が達しないから、いや、私にスパイを強要しているのだといふことで開き直つたんだという意味の調書を警察が書いておる。それは警察へ大竹君なんか行って抗議をした結果、その部分は削除するか訂正をして調書がでさう上つたといふいきさつがあるといふことを私は聞いておるんですが、そういうことにかつては聞き直りになっておるのかどうか。もし警察がかりそめにもそういう

取り扱いをしたといふことになれば、警察の取り扱いの態度自体も許すことのできない問題だと私は思ふのであります。関係者からのこととありますから、それが真相ではないかと思ふのであります。この機会に、これは記録に残ることなんですから、明らかにしていただきたいと思ひます。

○三輪政府委員 お言葉にございませう。実は誤解でございませう。実はいかなる場合も、被害者の届け出がございませうと、その被害事実を被害者からこまかく聞くというのは当然の手続でございませう。そこで、その当日馬田さんから事情をお聞きしなかつたのでございませうけれども、どういふ關係でございませうか、あべこべに馬田さんが逮捕されるという誤解があつたのかも知れないのですが、ついでにこれら二十数人の人が、馬田さんが釈放されるまではわれわれ絶対帰らぬといふようなことを言つておられるといふので、馬田さんにもお話をし、またあした出てこようといふようなお話でございませうので、最初の日は調書にいたしておりませう。翌日お見えになりましたので、事情をお話しになりました。ところが、調書にとつたわけではございませう。ところが最後にございませう。調書を読んでも聞かせましたところ、私の話を聞いて聞いたといふように簡単に書いてあるけれども、肝心なところだからもつと詳しく入れてもらいたい。たとえば中国軍隊のことか、軍需工場のことか、日中友好協會の人のことかといふことを具体的に書いてもらいたいとお話があつて、その日は署名をされませうでした。

〔牧野委員長代理退席、林委員長代理着席〕

そこでその翌日もう一べんおいでを願うといふことで、それまでに従来のそつといたこまかい点も書き加えまして、翌日またおいでになつたときに、今回はその調書を全部ごらんになつて、これで私の言つた通りだといふことと署名捺印をされたのでございませう。

それではなぜ最初にそういう点を省略をしたと申しますか、詳しく記載しなかつたかと申す点でございませうけれども、これは事前になつたことと、今まで何回かお会いしたといふことは、これは警察が刑事事件として扱ひますこの事件には、実は直接關係がないと言つてはおかしやうございませうけれども、警察に訴えがございませうとして、事件を扱ひましたのは、この四月十日に、この男がこの女性につきまとしておるということから始まつたこととございませう。従ひまして、その日の事実を先に聞いて書いたものでございまして、従来いきさつといふようなものについては、そう一々詳しく書かなかつたといふことが真相のようではございませうが、そういう御希望でございませうので、翌日さらにその部分だけ書き改めたいといふので署名捺印をされたといふふうについて聞いておられます。

○田中總委員 部長の最後に言われた、十日の日にこの男がつかまはつたので警察へ連れてきて、警察の方でしかるべく処置してもらつたといふことは、私は事実だらうと思ひます。たまたまおととい関東公安調査局の二部長に会つたときにも、それは馬田さんが応援を求めた方から、これは軽犯罪法違

反だ、こういうことで交番へ突き出したのじゃないか、こういう言葉が出てきています。私は、その点から見ると、あなたが三輪部長が、これも下からの報告に基づいて言われるのだと思いますが、馬田さんがやはりなされるように、ただ単につきまತ್ತたということではないのでありまして、それをあたかも関東公安調査局の方でも、軽犯罪法違反だということに、何か調査官の方では、あべこべに、この女がおれを誘惑しようとして出したのだ、こういうようなことが出て、それがたまたま警察官の調書に出ておったのではないか、はつきりと本人がそう言っているのですから、これではまるっきり事件をすり違えておるから、私も、やはり調査の協力を求めるにしまして、月四万円という多額の金が入るようにしてやるから、こういうふうなルートでこうしたらどうかということ、明らかにスパイになることを求めていると思う。これはあなた方が調査に協力を求める正当な役所の行為だということは、だれが聞いたって認めるわけには参りません。そういうことのひげ目があるものだから、あわよくはそういうことで逃げようとした問題ではないか。この協力の限界を越えておる違法な行為という考えもありますけれども、私は、警察の段階へいったときにも、もし馬田さんが言うておるような取り扱いを、かりに警察なり、あるいは公安調査局の問題になった調査官がそういう行動を警察で申し述べることによってその場をのがれようとするような態度は、これこそ全く相手の人権を無視した許

すべからざる行為だ、このように考えるのでありますが、その点については、あるいはまだお調べになってないかも知れないけれども、長官なり次長は、これをお調べになって明らかにするお考えがあるかどうか。また警備局長の方では、その点についてさらに調査することを求めたいと思っておりますが、やられる意思があるかどうか。○閣政府委員 お尋ねのようなある事実があつて、その事実を免れるために他のありもしない事実を難くせをつけて弁解をする、こういうことはもちろんフェアな態度じゃありませんから、警察の方でどういふ事実があつたか、もう少し事実を調べて善処いたしたいと思ひます。

○三輪政府委員 お言葉は、私どもが思い違ひをしておるのかもしれないが、調書を調べました中で、馬田さんの方から誘惑したと思われるようなことも、どちらからも別に出ていないのであります。そういうことは調書には一切ございせん。ただ、先ほど長官がお話しになりました事情の中で、馬田さんの方は、四、五百メートル歩いたところで、もう一緒に来ては困る、こういふときに、いいじゃないかというので何か手を二、三回押えたというのを言っておられます。それから調査官の方は、そこで同行しながら行ったところが、他の者から呼びとめられたというのを言っておるのでございせん。そういうことはありますけれども、お話のように、一方から誘惑をしておかえつてあべこべの結果になったということは、どちらも言っておられませんし、もちろん警察でもそんなふうには考えておりません。

○田中(總)委員 この問題については、なおあなたの方のお答えになる点と私どもが事情を聴取した点との間に食い違ひがあるので、私の方も重ねて調べますけれども、根本的な点で今回のケースを、細部の点は別問題として、見た場合に、公安調査庁として調査に協力を求めるという調査官の活動として、あなた方はこれでいいとお考えになるのか、その点はいかがですか。○齋藤(三)政府委員 公安調査庁は、全国でわずか千三百数十人の調査官が全国的な調査をいたしておりますので、どうしても直接調査官自身の活動だけで調査はできませんので、その方面の詳しい知識を持っていらっしゃる方の御協力を得るということは必要であらうと存じます。ただ、その調査のやり方は、あくまでも相手の御承諾のもとにやるということは十分注意していかなければならぬところだろと思ひます。また本件のような女性の方の場合には、とかく男性は、私どももそうございまして、十分思い至らぬ点もございまして、そういう点につきましまして、今回の事件なども十分に参考にして注意して参りたい、かように考へております。

○田中(總)委員 長官が最初に述べられましたように、設置法の関係からいふものは任意なんです。本件の場合のように、再三断わられてはいるのに、手を変え品を変えて、ことに金銭的なもので協力を求めるといふ態度は、私はやめなければいけないと思ひます。あなたもせつかく協力というものは任意だということをやはり言われる以上は、もう二回、三回にわたって断わられてはいるものを、相手の女性が中国側の事情に詳しい立場にあるから、何とかしてやはり口説き落とそうという気持ちもわからぬことはないけれども、それは相手の意思ですから、相手の意思を尊重しなければ、これこそあなたたち調査庁が国民から黒い目で見られることをさらに強化することですから、私はやめてもらわなければいかぬと思ひます。その意味において、この問題についてはさらに私は事情を調べて、また別の機会にあるいはおいで願わなければならぬかもしれませんが、一応その点だけを申し上げておきます。もう一つ、これと関連する問題で、郵政省から担当が見えておられれば、これも日中関係の問題でありますけれども、一月の初めに、都内墨田区のと光商事株式会社というのが一月十五日付で北京へ商用の手紙を出したのであります。ところが、それが向こうへ着いてみまると、何者かによりまして、これは台湾政府関係のものであるが、これは大陸反攻を呼号するところのきわめて反中国的な、いわゆる中華人民共和国に敵対するような露骨なことを表に書いたところのカレンダーですが、これがこの手紙の中に封入されて向こうに着いている。あて名は北京市の西郊二里の中国外輪代理公司というのに出した。ところが、こういうものが入っておるので、中国側から、こんな非友好的なことをされては困るというので、この現物を入れたものを送り返してきておるので、これは四月十一日ごろに着いておるのであります。中国との間には国交回復もできていない関係から、郵便物の関係について、例の万国郵便条約の関係というふうなものも、国交未回復関係でありますから十分にかない点も私は考えられるのでありますけれども、もし日本の郵便局の関係においてこういうものが入れられておるといふことになると思ひますならば、これは憲法で保障されておる信書の秘密を侵されたことになるし、きわめて重大な問題だと私は思ふのであります。時日ははつきり記憶いたしませんけれども、一昨年でございましたか、中国向けの郵便物に何者かが反中国的な文書を入れておるといふ事件がありました。これが通信委員会の問題になつた。実は大阪方面の関係であつたかという記憶があるのでありますが、最近またそういう問題が起つてきております。一体中国向けの郵便物は、どういふことになっておるのか。問題の郵便物は、一月十五日の十時半ごろに東阿国郵便局へ差し出した。これのスタンプを見ると本所局のスタンプになつておるのであります。ところがその点の事情が私どもにのみ込めないものであります。もし何かそういうふうなものが日本国内で郵便局の関係でやられるようなことがあるということになれば、これはきわめて重大な問題になると思ひます。これはきわめて重大な問題になると思ひます。これはきわめて重大な問題になると思ひます。これはきわめて重大な問題になると思ひます。

○西村政府委員 お話しのようなことは、実は私は初めて耳にするわけでございますが、私どもの立場といたしましては、ちょっと想像もできないような事柄でございまして、少なくともこれは日本の郵便局で引き受けて羽田の

空港郵便局から差し立てますまでの間に起こった事柄とは考えられないのであります。羽田の空港郵便局からは、日本の航空機あるいは諸外国の一番早い航空機に載せまして、香港にあてて差し立てるわけでありまして、郵袋をあてて差し立てる場合には、香港にかたく締め切りまして、その口をゆわえまして鉛で封緘いたしまして、あとで途中でだれかがそれに手を加えてこれを開封した場合には、はっきりわかるような仕組みに相なっております。

それで台湾は別といたしまして、中国向けの郵便物は、差し立てのあて名を北京、上海、広東の三方所あてに最初から締め切りまして、香港郵政庁は仲介はいたしませんけれども、ただ仲介するだけで、絶対に開封はいたしません。そのままだけは中継ぎをいたしまして、目的地の北京なり上海なり広東なりに区分けして差し立てることに相なっております。ただ香港郵政庁に着きましたときに、もしその郵袋の封緘に異状がありますれば、すぐに日本の郵政省の方に通知をしていくことになっております。また、それは北京あてでございますが、北京あてですと、北京郵便局が最終目的地になるわけでありまして、北京郵便局でその封緘に異状を認めれば、これはおかしいということに異状通知をこちらにしてくるようになっておるわけでありまして、そういった事実も実はまだ聞いておりませんし、もしその郵便物をちょっとお借りできますれば、普通通常ですと、ちょっと調査の方法がありませんけれども、書留郵便物でございますれば、差立局あるいは中継局として記録が残っておりますから、一応調

査してみたいと思えますが、いかがでございますか。

○田中(總)委員 これは五十円の切手を張ってある普通の航空便のようでありまして、これが途中で何者かによって入れられたカレンダーですが、聞いてみますと、これを入れると五十円では郵税は不足するので、百円張らなければならぬことになるそうです。そういう関係があるので、途中で何者かによってやられたのではないかと、疑いを持っておられますが、中国側からは公文書で、一月十五日のこの書簡にこういふものが入っております、これはきわめて不信任行為ではないかということ、今後こういふことをやめてもらいたいということも言っており、これを送り返してきておるので、御検討下さるということであれば、普通航空便でありますけれども、お願いしたいと思います。

私は、今郵務局長ですかのお答えになるようなことであるということになれば、日本を離れた外での問題ではないかということもあられるので、ある程度調査の問題に關連して、日本政府の側においても、中国側の事情なり、反中国的な動きがきわめて自立つものですか、何かかそういうことが日本内地でゆゆしい問題だ、こういう考え方が、真相について究明していただく意味においてもこれを取り上げたわけでございます。書留ではございませぬが、しかし、向こうへ配達されてみて、こういうものが入っているということが出て参りました。これは友好商社といふことで日中友好協会等から推薦を受け

て取引をしておる貿易商社でございますから、中国側が日本側の商社の意向をなにするという意味で、向こうの手で細工をされるというようなことは絶対に考えられない問題なんです。このカレンダーは中国大陸災胞救済総会——逆宣伝が行なわれておるので、その関係から入れた文書のようにとれるのであります。その点は調べの方法がございませぬか。

○西村政府委員 先ほど申し上げましたように、書留郵便物でございますが、引き受けましてからずっと経過地の引き継ぎの記録が残っておりますから、どこでどういふ事故があったかということの取り調べは可能なのであります。普通通常郵便物でございますが、そういう記録がございませぬので、十分な調査はできないかと思っております。ただ普通通常郵便物でございますが、郵袋に対する封緘はやはりいたすのでありますから、香港郵政庁までももちろん無傷で行ったのであります。もし、香港郵政庁でどういふ事故がございましたか、条約上に規定された義務から言いますれば、そこに着きましたときに異常がありますれば、すぐこちらに通報する義務があるわけでありまして、その通報してきた事実が、実は初めて聞きますので、あったかないかもまだわからないのであります。いかにまだわからないのであります。あつたと思つたならば、そこで何かを調査できるかもしれませぬし、的確な調査はできないかもしれませぬし、けれども、その差し出し月日、それから差し立てました航空機、そういうふうなことによりましてあるいは見当がつくかもしれませぬし、お差しつかえがございませぬでしたら、拝借できましたらと思つております。

それから日本郵政省の取り扱う過程におきましては、万々なかつたはずだと私も思いますが、先生もそういう御意見のようでございましたが、と申しますのは、それが入りますと料金不足に相なるはずでありますから、これは引き受けのときに引き受けるはずがございませぬし、羽田郵便局で差し立てますときには、料金の面は点検いたしましたので、その二つの関門を無事に通過したという点から考えますと、こちらの管轄外で、あつたとすればあつたのじゃないかというふうな考えられるわけでございます。

○田中(總)委員 この点は、この手紙をお見せいたしましたから、お調べをお願いしたいと思います。

そこで最後に、法務大臣もおられるし、公安調査庁の長官もおられますので、一点だけ私、希望意見を述べておきたいのであります。先年、中国の招待等によって渡航する関係の費用を日中友好協会あてに送って参りましたので、そういう関係から、何か中共から政治資金が日中友好協会にも入つておる、こういうことを今行方不明を伝えられる辻参議院議員がどうかの小さいパンフレットに書いたという問題を契機といたしまして、前の長官の藤井さんにも、何かそういう色めがねで日中友好協会というものを——これはもちろん共産党員もおれば、自民党関係の、たとえば野原正勝君等は私どもの会員で、役員になっていただいておりますのであります。たまたま共産党関係の者が多い、相手国が共産国だとい

うことで、公安調査庁が特に目をつけられるということは、私も心外なことでありますし、避けてもらいたいというところでございます。最近、今月の二十日、二十一日、二十二日と大会をやつたのであります。大会へ出かけらなつたので、というふうな形で、友好協会の会員に、調査庁の地方局で事情を聞きに参りました。いろいろそういう形のものがあつた。あるいは友好商社の関係について、いろいろどうも、公安調査庁関係からだということを開係業者は申しておりますけれども、中共などと貿易するところなことはないというふうなことが言われる。これはいづれ具体的な事実を集めて参りまして、また取り上げたいと思つて参りますが、そういうことがひんびんとして私どもの中に入って参ります。友好協会は、私もこの間までは副理事長をしておられるし、会長は私どもの党の松本治一郎氏であります。私も現に常任理事をいたしておるわけでありまして、私どもが知り得る限りの中国関係の事情その他のことについては、公安調査庁であるうと、どこであらうと、お知らせすることについては決してやぶさかではないのであります。従いまして、協会の下部の会員などについて、昔の特高みたいな形ですきまとうというふうなことは、今後やめていただきたい。私どもは会計も公表しておる団体でございます。決して秘密団体ではないのであります。そういう意味においては、この手紙の問題、あるいは先ほど申し上げました馬田さんの事件、また全国からこういう問題を全部この機会に一挙に掃蕩する意味で資料を集めておりますから、いづれまた別の機会に質問

も申し上げたいと思ひます。そういう趣旨の友好団体でございますから、どうか一つそういうことについて、色めがねをもって見られないように、この点は特に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○林委員長代理 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 きょう午前猪俣委員から質問がありました松川事件については、この四月三十日にまた最高検察庁で上告趣意書を出されるということでもあります。先ほど植木法務大臣の方からも、それを出すことについて同意をされたということでもあります。この事件の無罪を証明することは、最高裁判所に提出された諷刺メモ、またこれが差し戻し判で仙台高等裁判所でも有力な証拠として取り上げられて、結局無罪になったのでありますが、このことは昭和三十四年の鈴木、山本、田島検事に対する公務員職権濫用等被疑事実に関する起訴強制事件についての判決の中で、この問題が昭和三十三年八月九日の衆議院法務委員会において志賀義雄委員から取り上げられ、自後数回にわたって政府側の説明員の説明を受けた、こういうふうになっております。そして「同年十月二十九日の委員会では愛知国務大臣から「検察庁では法廷に提出すべきものは全部提出し、還付すべきものは全部還付して現在検事の手元には一つも残っていない」という話である」、こういうふうになっております。これは諷刺メモを返したということであり、その諷刺メモに関連して最近また新しい非常に遺憾な事実が出たのであります。これは準起訴事件と申しまして、昭和三十三年二月十九日に大沼新五郎福島

地検副検事、同二月二十五日山本謙福島地検次席検事、五月三十一日には現在弁護士である最高検公判部長の安平政吉検事、六月一日には井本台吉最高検検事、現在公安部長、それから六月四日には現在弁護士、最高検公判部長、最高検公安部長、最後に十二月三日になって、現在弁護士であり当時福島地検の検事正であった安西光雄、これらの人々が調べられた。その文書の写真がここにあります。これについては先ほど猪俣弁護士も言及され、自由法曹団編集の「人権のために」一九六二年十一月、十二号合併号にも一部は出ていますのでありますが、このことについては私は当時、昭和三十三年八月九日に、愛知国務大臣に、これは人命に関する重大な問題だ、死刑を受けているから、この証拠を出すように、法務大臣というものは指揮権を検察庁に対して持っているから、それを出すように、こういうふうな請求したのであります。ところが、そのときに愛知国務大臣は、「指揮権のありますことは、私もよく存じておりますが、そういう具体的なことに証拠書類を出すか出さぬかというに至りますまでのようなことまかい指揮権は、発動したくないのが私の心情でございます。検察官諸公の良識に待ちたいと思ひます。」、こう言っております。ところが、その検察官諸公が何とまあ良識のないことをやっているのであります。

○竹内政府委員

その事実を若干申し上げてから質問に入りたいと思うのですが、安西光雄元検事正が大沼副検事を非常に重要視しておったことは事実であり、また大沼副検事にこの諷刺メモをばだ身につけて持たせておる、ずっと他の、たとえ釜石の区検に行つたときにも持たせておった。この安西検事正は、「わたしたは検事正ですからね、そんなもの、ふところを持っておるわけがないし。」、こう言っているのです。そうすると自分が持つてないことのように聞こえますが、そうでないのです。吉良検事は、「検事正が中心で采配を振っていた。」と言っております。また、「安西検事正から諷刺メモを渡されたと思う。」と述べております。「こういうものがあから参考にして調べろ」といわれたから参考にして調べろ、安西検事正からですね。そんなものはふところを持つてないが、持つてないものを出して渡したか。少なくとも安西検事正がこれを采配を振り、諷刺メモを手渡したことは明らかであります。しかもこの安西検事正は諷刺メモは直接見ていないということになります。そうしますと、先ほど竹内刑事局長が言われたことと非常に問題が起ります。どうして大沼副検事がこんなことをしたかわからないけれども、これはとんでもないことだ、こういうふうな言われております。そうすると、これはどうもどこかで合作があつて、検事正までやっただ人を今さらその責任を問うことは困るので、大沼副検事に対して何もかもしわ寄せをしてこの事件の結着を何とか切り抜けようという気持がおありなのか、それからそういう答弁が出てきたのかどうか、その点をまず伺いたいと思ひます。

承知いたしております。それから大沼さんの特殊な地位という意味は私にもわかりませんが、おそらくはこの事件に最初からずっと終始関係しておられた方であるということ、それから検事正の方は、その後何回も異動がございましてかわつておられます。次席も同様でございます。そういうふうなことで、この事件が長引いておりますので、当初から関与しておつたという特殊な地位という意味ではなからうかと想像——これも想像にとどまります。

○志賀(義)委員

私にはなぜあなたに何うかというに、最初にこの問題を伺おうと思つたら、あなたが欠席をしておられて課長がおられた。そしてそのあとであなたに伺つたのですが、そのときに、これは昭和三十三年九月二十六日、このときに初めてあなたの口から諷刺メモは御本人に返したということをそこで言明されて、日本の報道機関の間でも大問題になったのです。そのときにあなたはこう言つておられました。私はまずこう聞きました。最近返しましたかと言つたら「最近です」と、こう言われておる。「日取りははつきりいたしません、が」と、こうなつておつて、では「八月九日に私が伺つたあとで」と、こう尋ねたのに、竹内説明員として、「さように私どもは理解しておるわけでございまして、時日はあるいはそれより前でありましたか、とにかく私どもはいよいよ申しましたから後だつたと思ひます。」、あなた最高検に対してやいやいや言われた。思うに諷刺メモは早く返さないと、とんでもないことになるぞということをお言われたのに違ひない。証拠が別にあります。志賀義雄に検察当局の責任

を追及されたようになってこれに對する態度をいろいろと集まって話したことはある。」「井本、神山、私の三人で話合った。」「私、つまり福島の三人で話した、こう言っているのです。さらに「国会でいんとかが問題にならなかつたら返さなかつたかもしれない。」「こう言っているのです。そうして返したことに對して「それで外部の情勢もあつて力がありません。これに對して判事の方から「それは神山、検査等三人協議の意見ですか。」「と言つたら「そうです。」「こう言つておる。つまりあなたが私に言われた通り、やいやい言つたので三人が相談して、どうも志賀義雄あたりから追及されて困つた。本来は出したくないのだ、諏訪メモを出すと無罪になるから出したくないのだが、ここまで追及されて、竹内刑事局長も、おれの立場にもなつてくれとやいやい言うものだから出すことになつた。それでしよう。今のずつとたどつてみると、そういうことになるじゃありませんか。

○竹内政府委員 その当時諏訪メモを……

○志賀(義)委員 これは私の主観は入つておられませんよ。

○竹内政府委員 それは御判断は御自由でございますけれども、当時の私の記憶に基づいて今お答え申し上げますと、この委員会の席上で諏訪メモが問題になつたことがございますが、その当時諏訪メモを隠しておるといふふうに疑われておつたのでは困るではないか、どうして押えておるかといふことで、もし押えることが訴訟進行上どの程度に必要であるか検討してもらいたい。もし必要でないという判断に到

達するならばすみやかに返してやるのが相当ではないかといふことは、全く訴訟法の建前からそういう申し入れをしたことは事実でございます。それに基つて、今お読みになつた三人の検査がどういふ内輪で話をされたか、それは私の知るところでございませぬが、最高検の公式の見解として承つておるところは、その後、先ほど申しましたように、事件を検討した結果、諏訪メモを引き続き預置しておく必要がないといふふうな考へたから返しました。こういう通報を受けましたので、その後の国会の席上だつたと思ひますから、今お読み上げになつたように、私からお返ししたはずでと、こういうお答えをしたつもりです。

○志賀(義)委員 あなたがそういう気持ちで尋ねられたことは記録に出ております。昭和三十三年九月二十六日の会議録にありますが、「諏訪メモといふのは、実はこの前志賀委員から御質問があつて、そういうメモがあつたのかなといふことを私は知つたような次第で、」あなたがそのとき初めて知られた。「それが事件に非常に重大な關係があるかどうか、私つまびらかにいたしておりませんが、それを隠すことによつて問題を伏せてしまふとか、あるいは有利な証拠を檢察側においても妨害するとかいふような意図ではなかつたといふふうな聞いております。これは全くそのまゝ不要なものとして預つておつたように私は聞いておるわけでありませぬ。あなたはそのう言つたでしょう。ところが、今私が読み上げましたように、安西檢察正の宣誓書が記録の最初にあります。「宣誓書 良心に従つて、ほんとうのことを申上

げます。知っていることをかくしたり、ないことを申し上げたりなど決していたしません。右のとおり誓ひます。安西光雄」となつておる。これは、あなた方は検査をおやりになつてから、こういうものはよく御存じでしょう。そうして私がさつき読み上げたようなことが出ておるのです。「国会でいんとかが問題にならなかつたら返さなかつたかもしれない。」「外部の情勢もあつて力がありません。」「志賀義雄に検査当局の責任を追及されたようになってこれに對する態度をいろいろと集まって話したことはある。」「こういふふうにある。しかも「井本、神山、私の三人で話合った。」「こう言つておる。そうなりませぬ。ここにどちらでもいいものだからといふようなことは一つも出てきていないのです。大したものじゃないけれども、これだけの記録の中に、いづれもそういふ検査ばかりである。ちつとも出ていない。先ほど猪俣委員も聞き、私も今問題を出すように、大沼副検査長が年がら年じゅう持つて歩いた。だれが持つて歩かせたか。これは調べて下さるか、法務大臣いかがでしょうか。

○竹内政府委員 大臣からその点をお答え申し上げるわけでございますが、その前に、三人の検査が相談をされたといふ内容でございますが、これはどういふふうな内輪で相談をされたか、その真意のほどはわかりませんが、隠したものでないといふふうに、はつきりとして私にその通り承知しておるわけでありませぬ。隠したものでないといふことであれば、法律上預置しておく必

要があれば置かなければなりませんし、必要がなければすみやかに返してもらう、こういう申し入れに對して、最高検で検討した結果、この段階においてもはや必要でないから返すようにした、こういう正式の答えでございます。私はそれを信ずるほかございませぬ。

○志賀(義)委員 と、ところが、私がここで質問した昭和三十三年八月九日まで、二百四十三人の弁護人が連署でもつて、法律に従つてこの諏訪メモを見せてくれといふことを請求したので、これに對して、今審理係属中だから見せられないといふ答弁があつた。そうして、どうにもこれが打開できなかつたので、初めて当法務委員会において取り上げたものであります。あなたは今、何でもないので返す、こゝう言われましたね。返してくれと言われた。ところが、何でもないので返すもつと早く返すはずで、二百四十三人の弁護人が、なくなられた仙台の自民党の有力者である袴田弁護人を初めとして請求しても出さなかつた。そうしてとうとううるさく言われる、国会でも言われるから出した。こういうことになつておるでしょう。どういふことが国会に對して言われているか。まだこのほかに、「騒がしいのは弁護人の方ですか。」「それだけでなく、アカハタと商業新聞にも同調者がいますから。」「私が取り上げたのは昭和三十三年八月九日、朝日新聞が取り上げたのは、その一年以上前の昭和三十三年六月のことでありませぬ。私が取り上げた新聞が同調したんじゃないのです。一年以上も前のことなんです。判事も、これはだいたい辛らつた判事とみえ

て、こういうことも聞いております。「国会の法務委員会の問題も一つの理由ですか。」「そうです。」「騒いでいる中に入るのですか。」「入ります。」「檢察の威信ですか。」「信用、権威が失墜されることのないように、そういう趣旨を入れてですね。」「こう聞いています。」「そういう趣旨ですか。」「そういう趣旨も入れてです。」「結局騒がなければ返さない訳か。」「それはそうですよ。」「と答えておる。そうしますと、あなたのおっしゃることだといふ違ふ。これは菅生事件でもあつたでしょう。今だから私がこゝではつきりあなた方に申し上げなかつたことを申し上げませぬ。私が昭和三十年二月の総選挙で出てきて、すぐ法務委員になりました。一つ五年から三十年にかけて朝鮮戦争があり、われわれが追放され、われわれが地下にもぐることを余儀なくされておるその前後から、いろいろと事件が起ります。最後は大分県の菅生事件であります。こういう事件が次々に成功すると、これを謀略としてやる側は、何をやつても成功するといふ慢心が起ります。だから最後の菅生事件のやり方というものは、実に粗雑きわまるものになつておつた。私に對しては、松川事件が重大だから取り上げてくれ、こういう要請もありました。しかしながら、松川事件を最後の目的とするけれども、最初は、やはりこの一番粗雑な事件を取り上げれば全貌が明らかにするといふので、二年間の菅生事件を扱いました。そうしたら案の定、菅生の交番を爆破したのが警察だつたでしょう。そのときに、さつき名前の

第二類第三号 法務委員会議録第二十二号 昭和三十三年四月二十五日

出た井本公安部長ですね、そのときはあなたの前任者で刑事局長でしたが、ここであの市木春秋という戸高公徳の書いた脅迫状、これは証拠としてとるに足りないから出しませんでしたと言った。次には追い詰められると、これは証拠として受け取ったものでないから出しませんと言った。ところがその隣に当時の警察庁長官、今の柏村君の前任者の石井君がおられた。石井君は何と言ったか。確かに証拠として出しまして、その領置書、受取書までもらっておりますと言ったので、井本君も窮地に陥つてしまった。ああなる、役人同士でも自分の頭に火の粉が降りかからないためには、やはりほかの役所がどうなったっていいということを示すのですよ。やはり追い詰められたら足並みが乱れてくるんですね。人のことをかまっちゃいられない。そういうようになって、あの事件の全貌が明らかになった。これはあの当時の一連の事件全部が謀略だ、こういうことを日本人全体が確信するようになりまして。それから一年半たって、この法務委員会が、初めて松川事件というものが取り上げられてきたのです。その間にも、ずっとこの問題は、菅生事件自体も発展しておつたのであります。そういうことで取り上げてきたのであります。これは今まで私、黙っておりましたが、きょうははっきり申し上げます。疎漏な問題からやると、最初にやった緻密のような事件の内容でもばれてくる。ねばり強くやっておりますと、こういうふうな、検事が宣誓したものが、のっぴきならない証拠になって出てくるでしょう。あなたは、何も重要なものではないか

ら、返せと言つたら返したのだと言われるけれども、検事が今この文書の中で言っているじゃありませんか。外で騒ぐから、隠匿だと言われるからやむなく返したのだ、こう言われている。これも弁護士がそのときに――あなたは何と言われた、弁護士が請求しているでしょう、だから検察庁にあるのだから、これを出せばいいです。しかも、この諏訪メモは美に戸高公徳の足取りと同じことで、昭和二十七年九月中旬から二十八年七月までは仙台高検公安事務室に保管されておつた、保管者は稲辺検察事務官。昭和二十八年七月から二十九年四月までは盛岡区検察官室、全然事件に関係のないところで大沼副検事が預かっておつた。昭和二十九年四月から三十二年六月下旬までは釜石区検察官室、大沼副検事。昭和三十三年六月下旬から同七月十二日までは福島地検庁舎、これは六月に諏訪メモのことを朝日新聞が書いたの、こういう処置をとつたのです。事実はいくつに合致します。そして昭和三十三年七月十二日から三十三年四月、五月まで最高検庁舎、最高検神山欣治検事が保管しておりました。そのあと私が質問したので、そうしたらあなたも答弁された。最高検察庁にあるとあなたは言うけれども、調べてみたらなはい。いいですか、それから、あなたは何と言われているかという、最高検においては、うちの方は持つてないということでありましたが、それでどこにあるのだからということ、順次、当時捜査に当りました福島地検、仙台高検――二審の公判がありましたので、そういう方面にはないかというところで、いろいろ調査しました結

果、正確な日付は今宙に覚えておりませんが、先般、福島地検の事務官ですか、副検事ですかが預かりしてあるということであつたそうです。それはすぐ返さなければいけません。で、お返しをしたというふうに私聞いております。そのときにどういふふうにあなたが答えられて、本人に返した。弁護士が請求しているのに、弁護士に提示せずに、諏訪本人の方に返したわけですね。こういうことであります。そしてそのあとで、昭和三十三年九月四日に諏訪親一郎に還付されるまで、あなたの言われる検察事務官というものは、島倉保検察事務官、名前を伺つたが、あなたは名前を御存じなかつた。こういうことになっております。そうなりますと、どう考えても、これは検察庁が必死になつてこの諏訪メモを隠しておつた。法務委員会に言われ、その前に二百四十三名の弁護人が請求され、新聞にも騒がれる。それでどうやむなくこういう処置をとつた。事実はいくつに合致します。どうして今申し上げたようにこの書類が方々渡り歩いたのか、あなたは決して大沼副検事に責任をおつかふせよとは思わないということになります。私が伺うのは、だれが責任者かというのを法務大臣は御存じないから、だれがこの責任をとるか調べていただきたい。法務委員会において前任者の井野法務大臣ははっきりこう言っています。昭和三十四年の八月十日です。「松川事件に對しましては、本日最高裁の判決があつたようでございますが、私はまだその内容を詳しく聞いておりませんが、破棄、差し戻し

をしたようであります。従つて、裁判は再び仙台へ移ると思ひます。検察官の責任については今まで自分の信ずるところをもつてこの事件に処して参つたと思ひます。従つて、その間に人権じゅうりんのいろいろの問題があつたり、また不当なことがございまして、これは検察官の適格審査会において十分審査されるべき問題であつて、責任も明らかにされると思ひます。」「こう言つておられます。もちろん検事が主張しても、判決、最高判決で検察当局の思い通りにいかないことは間々あるものでございます。そういうことを私はこれ言うのにはございせん。この場合は、きょう猪俣委員も申しましたように、今までも検察庁が、弁護士に当然示すべき証拠閲覧権というものを全然認めないで、勝手に自分たちが被疑者あるいは被告人を有罪に判決するやうな材料を出して、それに不利な材料、被告にとって有利な材料は出さないというので、ここでは自民党の方で弁護士をしておられる委員も、その点についてはこの際明らかにしておかなければいけないという御意見もあつて、きょうこの委員会、松川事件についての諏訪メモその他証拠閲覧の弁護士の権利を全然無視してやってくる検察庁の態度、これをこの際はっきりしていかなければならぬ。こういう問題になつたのであります。審査会で責任を明らかにするということまで前任者の井野法務大臣も申しております。これは松川事件の最高裁の判決当日のことです。そしてきょう法務委員会で、そういう証拠閲覧権

云々について、検察庁と同じ権利を持ち得るようにならなければならない、こういう弁護士たちの共通の要求、こういうことがあるのであります。その点について法務大臣はどのようにお考えでございますか。

○植木国務大臣 第一点の大沼副検事のこの問題において占めました地位あるいは行動等については、それに関連する関係官の分もあわせて今後ともなお十分調査をいたしまして、井野元法相の仰せの通り真相を明らかにして、責任を負わすべき者があれば当然責任を負ふことが必要であらうと私も考えます。

また証拠物件その他事前の証拠閲覧権というのですか、権と言ふのかどううか、私よくその言葉存じませんが、事前に弁護士が検察当局の持つておる書類等を閲覧する問題については、いろいろと一般弁護士側の方で御要望のあることは承知しております。従つて、先ほども申しましたように、今後この問題についての制度的な改正をどうするかは十分検討して参りたいと思つて、もつとも、今日までのところにおきましては、そういう要望があつた場合に、検察当局に出さなければならぬ義務があるか、その証拠を閲覧せしめなければならぬ義務があるかどうかという点については、むしろ逆に判例がございまして、そういう義務はないということになっておることは、これはもちろん御承知だと思ひますが、今日まではその取り扱ひになっております。しかし、これは今後とも大事な問題でございますから十分検討して参りたい、かように考えます。

○志賀(義)委員 ところが、まだ出ていない証拠があります。たとえば佐藤一に関する証拠、東芝八坂寮の管理人木村ユキヨの当時保管していた食事伝票、宿泊代帳がまだ証拠として出されていない。この前やいやい言われたら検察庁が出しましたね。どうです、竹内刑事局長、出させるようにもう一度やいやい言って下さるか。

○竹内政府委員 その証拠を出す出さぬということは、やはり訴訟手続に従ってやるべきことなんで、私も、前の諏訪メモのときも、訴訟手続を無視して絶対に返してやれという趣旨でやいやい申したのではない、その訴訟手続の取り扱いは妥当を欠くことがあつてはならぬという点ではやいやい申しました。しかし、その今の伝票が立証上どれだけの価値があるものであるか、また検察官として見せるべきものであるのか、現に押さえておるのかどうかも存じませんが、押収しているものが見せないというのか、押収していないために出せないのか、その辺の事情もわからぬから、結論的に申し上げることはできないのでございませうが、この段階になりましたので、私はできるだけ関係者に、もしあるならば見せて、そうして適正な裁判を受けるというふうにしていくのが相当だといふことは、これは抽象的には私にはかねがねそういふふうと考えている一人であります。

○志賀(義)委員 竹内刑事局長のような法律の実務上の専門家に対して、できなことをやいやい言えと私はそのかしませぬよ。またそそのかされるようなあなたでもなからう。ところが、今申しました食事伝票と宿泊代帳は、差し戻し審の判決でこの点を指摘しているのですよ。これが一つ。もう一つ、それによってわれわれに明らかになつたことは、当時捜査官が明らかにこの食事伝票と宿泊代帳を確認し、かつこれを使って調査を作っているのです。いいですか、捜査官の方ではこれを証拠に使っているのですよ。調査を作っておきながらそれを出さない。差し戻し審の判決でもその点を指摘される。私はこういふふうに出すべきです。あなたがやいやい言って下さればきつと効果がある。だからやいやい言ってくれますか、こう聞いています。

○竹内政府委員 御質問の趣旨はよくわかりますが、先ほど猪俣委員の御質問に対してその点に触れましたが、さらにそれを敷衍して私が申し上げますと、取り調べに当たった警察官がその伝票を見たと思ひます。そうしてそれに基づいて調書も作つたと思ひます。その調書を作つたから、その当時押収すべきであつたという議論は出てくると思ひますが、たまたま押収していなかつたか、あるいはその調書はそういう証拠を伴っていない調書でありますために、検察官としては、それ自体は当然に証拠能力がございませぬので出さないこととしておつたのを、今度の門田差し戻し審においてとにかく出せということで、立証の趣旨も、事実認定のための証拠を示すもの、自供等の変遷の経過を示すもの、あるいは述べておる供述についての何らかの価値を増減をもたらす趣旨の証

拠になるであろうという意味で、つまり刑事訴訟法の三百二十八条に基づいて千六百通から出しておるようでございます。そういうのを見て、裁判所の方では、すべかりしであつたか、あるいはこういふときには押収しておくべきであつたかという御意見がございませうが、それは捜査が拙劣であつたという点の御非難としてはともかくも、現実に押収してなければ出しようもないわけでございまして、そういう点を私、先ほど猪俣委員のときも、抽象的でございますが申し上げたわけでございます。

○志賀(義)委員 どうも肝心の点逃げられる。いいですか、差し戻し審で、捜査といふいろいろな経過を示すために、検察庁に有利な証拠としてそういう調書が出されたのでしよう。それならば、この際、こういうことが差し戻し審でも、今こういうものがはつきりみんな出ていなくなつたじゃないかと仙台商裁判所から指摘されたくらいです。だから、それならばその点を明らかにするために、これは当然出さるべきものだ。出さるべきものだから、あなたがやいやい言われれば出せる。だからその事情の説明を聞いておるのじゃない、あなたがやいやい言うかどうかというのを聞いておるのだ。ほかのことは要らないからそれだけ答えて下さい。

○竹内政府委員 私はやいやいは申しませぬが、志賀委員から仰せの点は合理的に説明してお伝えをいたします。

○志賀(義)委員 やいやいというものは私が言っているのじゃないのだ。あなたが速記録で前に言ったことですよ。それを私が引用しているにすぎないのだ。そこで証拠の保管について重大な問題があります。いろいろと言われるけれども、また法務大臣言われましたが、安平元最高検公判部長はこう言っているのです。「秘密事項があつて部内にも教えず、松川事件の内容は公安の代表的なものでした。秘密事項で部内にも示さない。「公安は特殊な領域にあり秘密事項は全然教えてくれません。」諏訪メモについて聞かれたときに、「とにかく被告人、弁護人にとつて重大なものであることは分りました。」と言っているのです。最高検公判部長であった安平元検事が、裁判所の調べに対してこういうふうにご告白しているのです。いいですか、先生はこう言っているのです。ですからそういうこともありませうから、あるいは法務大臣もつんぼさじきに置かれておわかりにならないところがあるかもしれない。これを一つ調べて、とにかく今、やいやいは言わないが合理的にやると言われたいから、一つ法務大臣、よく刑事局長を指揮して出させるようにして下さい。かどうか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○植木國務大臣 御意見、御要望の存するところはよくわかりましたから、十二分に検討いたします。

○志賀(義)委員 三輪さんが来ておられますが、これはずいぶん古い新聞の昭和二十六年三月十八日、晴れの表彰状授与、松川事件の玉川警視らにと、ここに玉川警視が賞状をもらつてゐる写真があります。ところが井野法務大臣は、玉川警視であろうと何であろうと、法律に基づかない不当なことをし

たら必ずこれを明らかにすると言つておられます。近く判決も出ますが、それで私どもはこの勝訴を疑いませぬが、そうした場合にこれはどういふことになりませうか、三輪さん。

○三輪政府委員 先ほどもお答えいたしました通り、玉川警視の偽証については、私まだ十分研究しておりませぬので、お答えの段階でございませぬことは、先ほどお答えをいたした通りでございます。

○志賀(義)委員 それで最後に、きのう柏村警察庁長官に会つて話したのが、須磨公園で開かれた共産党の決起大会に、遺憾ながら兵庫県警の方からいわゆるスパイを出して、そしてスパイをしたことは悪かつたということを本人も言つて、名刺を交換して、本人の身分を証明する警察手帳の問題が事件になりました。翌日百名以上の機動隊が来て、立会人もいない、弁護人の立ち会ひのないところで、兵庫県委員を捜索したというふうなことがあります。須磨公園は御承知のように一ノ谷の下あたりにある。まるで一ノ谷合戦を再現したような大騒ぎをやらかした。完全武装でやつた。あまりひどいことをするので、共産党の代表が兵庫県の公安委員長室に参りましたところから、ここにも機動隊がおりまして、三分以内で退去を命ずる、退去しなければ逮捕するといつて押し出したのであります。このことについては報告はありませうか。

○三輪政府委員 今ごく簡単に述べた通り、玉川警視の偽証については、私まだ十分研究しておりませぬので、お答えの段階でございませぬことは、先ほどお答えをいたした通りでございます。

○志賀(義)委員 やいやいというものは私が言っているのじゃないのだ。あなたが速記録で前に言ったことですよ。それを私が引用しているにすぎないのだ。そこで証拠の保管について重大な問題があります。いろいろと言われるけれども、また法務大臣言われましたが、安平元最高検公判部長はこう言っているのです。「秘密事項があつて部内にも教えず、松川事件の内容は公安の代表的なものでした。秘密事項で部内にも示さない。「公安は特殊な領域にあり秘密事項は全然教えてくれません。」諏訪メモについて聞かれたときに、「とにかく被告人、弁護人にとつて重大なものであることは分りました。」と言っているのです。最高検公判部長であった安平元検事が、裁判所の調べに対してこういうふうにご告白しているのです。いいですか、先生はこう言っているのです。ですからそういうこともありませうから、あるいは法務大臣もつんぼさじきに置かれておわかりにならないところがあるかもしれない。これを一つ調べて、とにかく今、やいやいは言わないが合理的にやると言われたいから、一つ法務大臣、よく刑事局長を指揮して出させるようにして下さい。かどうか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

○志賀(義)委員 やいやいというものは私が言っているのじゃないのだ。あなたが速記録で前に言ったことですよ。それを私が引用しているにすぎないのだ。そこで証拠の保管について重大な問題があります。いろいろと言われるけれども、また法務大臣言われましたが、安平元最高検公判部長はこう言っているのです。「秘密事項があつて部内にも教えず、松川事件の内容は公安の代表的なものでした。秘密事項で部内にも示さない。「公安は特殊な領域にあり秘密事項は全然教えてくれません。」諏訪メモについて聞かれたときに、「とにかく被告人、弁護人にとつて重大なものであることは分りました。」と言っているのです。最高検公判部長であった安平元検事が、裁判所の調べに対してこういうふうにご告白しているのです。いいですか、先生はこう言っているのです。ですからそういうこともありませうから、あるいは法務大臣もつんぼさじきに置かれておわかりにならないところがあるかもしれない。これを一つ調べて、とにかく今、やいやいは言わないが合理的にやると言われたいから、一つ法務大臣、よく刑事局長を指揮して出させるようにして下さい。かどうか、その点を一つ伺いたいと思ひます。

